

船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案のたたき台

<目次>

はじめに	2
第1部 船荷証券に関する規定の見直し	3
第1 電子化された船荷証券の名称	3
第2 電子船荷証券記録を発行する場面の規律の内容	4
1 電子船荷証券記録の発行に係る実質的な規律内容	4
2 電子船荷証券記録の記録事項	11
3 「支配」概念の創設及び関連概念の定義について	15
第3 電子船荷証券記録の技術的要件	19
1 電子船荷証券記録の定義及び信頼性の要件以外の技術的要件について	19
2 技術的要件としての信頼性の要件について	20
3 電子船荷証券記録の発行の技術的要件について	21
4 電子船荷証券記録の支配の移転の技術的要件について	21
第4 電子船荷証券記録と船荷証券の転換	29
1 船荷証券から電子船荷証券記録への転換について	29
2 電子船荷証券記録から船荷証券への転換について	30
第5 電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式について	38
第6 電子船荷証券記録の効力等に関する規律の内容	48
1 規律の在り方の方向性について	48
2 効力等に関する規律案	53
第7 電子船荷証券記録の支配を有する者に対する強制執行に関する規律の内容	63
第2部 その他の商法上の規定の見直し	71
第1 海上運送状に関する規定の見直し	71
第2 複合運送証券に関する規定の見直し	72
第3 倉荷証券に関する規定の見直し	72

はじめに

船荷証券を利用した海上運送においては、運送された貨物の引渡しを受けるためにはそれと引換えに運送人に対して船荷証券を引き渡すことが求められるところ（受戻証券性）、技術革新による船舶の高速化等を背景として輸送時間が大幅に短縮されたことにより、特にアジア域内など航海期間が短い海上輸送において船荷証券を用いようとする、貨物が輸入地に到着しても船荷証券がなお未着であり、船荷証券に基づく貨物の引渡しを適時に行うことができないという事態が生じ得ることから、実務上様々な工夫が検討されてきた。船荷証券の電子化を実現することは、船荷証券が紙であるがゆえに生じ得る上記のような事態を回避しつつ、貿易実務において船荷証券に期待される機能を実現するという意義があるといえる。

また、民間のサービス・プロバイダーによる規約型の電子式船荷証券（民間のクラブシステムの規約に関係者が合意し、そのシステムの利用を通じて船荷証券上の権利の移転や銀行決済等を行うものであって、現行の日本法との関係では、その物権的効力等に関する法律上の裏付けがないものの、事実上電子的な船荷証券の譲渡等を実現しようとするもの。以下「規約型の電子式船荷証券」という。）が登場し、ブロックチェーン技術の普及等も相まって近時一層の注目が集まっているといえるものの、他方で、船荷証券の電子化についての法整備が追いついていないこともあってその利用が十分に進んでいるとはいえないという現状がある。

そうしたところ、我が国においても、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）が制定され、デジタル社会に対応した法整備の必要性が指摘されている中、船荷証券の電子化については、令和3年1月19日の規制改革推進会議投資等WG（第7回）において規制改革要望として取り上げられ、同年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「国際的な動向等も踏まえ、船荷証券の電子化に向けた制度設計も含めた調査審議を進め、令和3年度中に一定の結論を得、速やかに法制審議会への諮問などの具体的措置を講ずる」こととされるなど、政府として重点的に検討すべき課題とされている。

そのような中で、船荷証券の電子化については、UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）のMLETR（電子的移転可能記録モデル法）といった参考となるものがあり、諸外国の中には、これを参考にして国際的な調和がとれる内容の国内法を整備し、又はその検討を進めているという国が少なくない。

MLETRは、船荷証券に特化したものではなく、電子的移転可能記録一般に関するモデル法として、移転可能な証書又は文書を対象としてその電子的な機能的同等物を実現すること、すなわち、既に紙の証書等に実体法上のルールがあることを前提として電磁的記録によってその機能的同等性を実現することを目的として、UNCITRALが策定し、2017年（平成29年）に公表されたものである。

我が国が参加するG7のデジタル担当大臣会合においても、2021年度の会合において、G7参加国がUNCITRALの取組みを支援して、MLETRと互換性のある

法的枠組みの採用を促進することを内容とする共同大臣声明が出しされた。

このような状況を踏まえると、MLETRなどを参考にして国際的な調和がとれる内容の国内法を整備するというのが現時点における国際動向ということもできることであり、部会においても、このような国際動向を踏まえて、MLETRを参考に船荷証券に関する規定を整備することについては意見の一致をみたところである。

第1部 船荷証券に関する規定の見直し

第1 電子化された船荷証券の名称

今回の法改正で実現しようとする電子化された船荷証券の法律上の名称を「電子船荷証券記録」とする。

(補足説明)

今回の法改正で実現しようとする電子化された船荷証券については、「船荷証券」そのものではないため(後記第2の3の補足説明(1)参照)、新たな概念として法律上の名称を付すことが求められることとなる。

本改正で創設しようとするものが、「船荷証券」と機能的同等性を持つ電磁的記録であることに鑑みれば、分かりやすさという観点からその名称の中には「船荷証券」又はそれに類する用語を含めることが相当と考えられる。

他方、例外はあるものの、我が国の法制においては、一般的に、「証券」という用語は動産としての紙面の存在を前提として用いられることが少なくなく、名称の末尾が「証券」で終わることになると、紙面の存在が前提となっているかのような誤解を生じさせるおそれも否定できない。

また、後記第3の1のとおり、電子化された船荷証券については、その技術的要件として、「電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録」であることを求めることが想定されているところ、我が国の法制においては、このような記録を「電磁的記録」と称するのが一般的ではあるが(商法第539条第1項第2号、会社法第26条第2項等)、磁氣的方式を認めつつ、法律上の名称として「電子・・・」という用語を用いている例も少なからず存在するところである(注1)。

加えて、部会においては、電子化された船荷証券については、国際海上物品運送に用いられるものであり、我が国の法律に基づく電子化された船荷証券が国際的に受け入れられることが極めて肝要であると考えられ、法律上の名称についても国際的な調和を斟酌することが望ましいとの指摘があったところである。「電磁的」という用語を英語に翻訳すると、“electronic or magnetic”又は“electromagnetic”という表記が用いられる可能性が高いと思われるところ、海外法制の動向を見ると、MLETRやシンガポール法では“electro transferable record”、イギリスのLaw Commissionの2022年3月15日の「電子取引文書一報告書及び草案」(以下、当該資料のうち報告書部分については「Law Commission報告書」といい、草案部分については「Law Commission草案」という。)(注2)

では“electronic trade document”といった用語が用いられており、いずれも“magnetic”という単語は用いられていない。MLETR、シンガポール法、Law Commission 草案がその記録の方法として磁気的方式が取られることを禁止している又は想定していないのか否かは定かではないものの、このような国際動向を踏まえれば、我が国における電子化された船荷証券の法律上の名称としても、無用な誤解を避ける趣旨で、「電磁的」という用語の使用を避けることが考えられる。

以上を踏まえると、電子化された船荷証券の法律上の名称については、「電子船荷証券記録」とすることが考えられる。

(注1) 例えば、電子署名及び認証業務に関する法律では、「電子署名」という法概念の定義として、「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。（略）」として（同法第2条第1項）、磁気的方式による記録を認めつつ、「電磁的署名」ではなく「電子署名」という名称を用いている。また、電子記録債権法においても同様に、「電子記録債権」について、「その発生又は譲渡についてこの法律の規定による電子記録（略）を要件とする金銭債権をいう」と定義しつつ（同法第2条第1項）、電子記録債権を構成する「債権記録」について、「発生記録により発生する電子記録債権、（略）電子債権記録機関の変更をする電子記録債権ごとに作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう」として（同法第2条第4項）、磁気的方式による記録を認めつつ、「電磁的記録債権」ではなく「電子記録債権」という名称を用いている。

(注2) その後、2022年10月に、Law Commission 草案を若干修正したうえで、具体的な法案が議会に提出されており、2023年●月●日現在、貴族院での審議が続いているようであるが、当該提出法案（以下「イギリス提出法案」という。）においても、“electronic trade document”といった用語が用いられており、“magnetic”という単語は用いられていない。

第2 電子船荷証券記録を発行する場面の規律等

1 電子船荷証券記録を発行する場面の規律

- ① 運送人又は船長は、船積船荷証券又は受取船荷証券の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、船積みがあった旨を記録した電子船荷証券記録（以下「船積電子船荷証券記録」という。）又は受取があった旨を記録した電子船荷証券記録（以下「受取電子船荷証券記録」という。）を荷送人又は傭船者に発行することができる。
- ② 受取船荷証券の発行に代えて受取電子船荷証券記録が発行された場合には、当該受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。
- ③ 運送人又は船長は、第1項の規定により電子船荷証券記録を発行したときは、

船荷証券を交付したものとみなす。

- ④ 前3項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。
- ⑤ 後記2②の規定を設ける。

(参考) 後記2②

受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに船積船荷証券の交付の請求があったときは、その受取船荷証券記録に船積みがあった旨を記録して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合においては、商法第758条第1項第7号及び第8号に掲げる事項をも記録しなければならない。

(補足説明)

(1) 電子船荷証券記録の発行義務等について

運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求に応じて船荷証券の交付義務を負うものとされているところ（商法第757条第1項及び第2項）、電子船荷証券記録についても、荷送人又は傭船者の請求に応じて運送人又は船長にその発行義務を認めるか否かが問題となる。

この点、デジタルファーストを志向すべきであるとの考え方を重視すると、運送人又は船長にそのような義務を負わせることも考えられるものの、電子船荷証券記録の発行についてはシステム導入等の負担が発生することが予想されることに加えて、国際海上物品運送の実態や実務は、運送人の能力、船種、貨物、航路、契約形態（傭船契約か個品運送かなど）等により様々であることを踏まえると、一律に電子船荷証券記録の発行義務を認めることは適当ではないと考えられる。また、このように考えることは、MLETR 第7条第2項において「ある者にその者の同意なく電子的移転可能記録を利用することを要求するものではない」と規定されていることとも整合的であると考えられる。

そのため、本文では、電子船荷証券記録については、運送人等に発行義務までは認めずに、運送人又は船長が相手方（荷送人又は傭船者）の承諾を得て、つまり、発行者である運送人又は船長と荷送人又は傭船者の合意があった場合に限って発行を認める規律としている。

(2) 相手方（荷送人又は傭船者）の承諾の方法について

海上運送状の交付に代えて海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、法務省令で定めるところにより、荷送人又は傭船者の承諾を得るものとされており（商法第770条第3項）、その委任を受けた商法施行規則第12条第1項においては、「あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない」とし、かつ、「電磁的方法の種類及び内容」についてもその内容を規律している。

そこで、電子船荷証券記録を発行する場合にも、これと同様に、商法施行

規則第12条第1項に本規定を追加するなどして、相手方の承諾について特定の方式を要求すべきか否かが問題となるものの、MLETR 第7条第3項の規定や国際的な調和等を踏まえると、この承諾に特定の方式を要求する必要はなく、かえって相当ではないと考えられる。そこで、本文では、電子船荷証券記録の発行に際して、相手方の承諾について特定の方式を要求することはしないことにしている。

(3) 荷受人の承諾の要否について

MLETR 第7条第2項が「ある者にその者の同意なく電子的移転可能記録を利用することを要求するものではない」と規定していることとの関係で、電子船荷証券記録の発行に際して、運送人又は船長（発行する者）及び荷送人又は傭船者（発行を受ける者）に加えて、荷受人の承諾を必要とするか否かについても問題となる。

この点、電子船荷証券記録の発行時点では荷受人が確定していないこともあり、MLETR 第7条第2項も電子的移転可能記録の発行時点で全ての利害関係者の同意を得ることまで求めるものではないとも考え得ることに加えて、実際上も、荷受人には荷送人との間の契約を締結する際に電子船荷証券記録の使用を受け入れるか否かを決定する機会があり得ることなどを考慮し、電子船荷証券記録の発行について荷受人の承諾を法律上の要件とはしないこととしている（注）。

（注）電子船荷証券記録を利用するには運送人又は船長（発行する者）と荷送人又は傭船者（発行を受ける者）の合意が必要であるとする趣旨に鑑みれば、荷受人は、荷送人に対して電子船荷証券記録を利用する契約上の義務を当然には負わないと整理することができるものと考えられる。もっとも、このように考える場合には、荷受人が電子船荷証券記録の支配の移転を受けることを拒絶することにより、商法第763条に相当する規定による運送品の引渡しと同一の効力が生じないこととなる。部会の審議の中では、そのことの是非についての問題提起もされたところではあるが、通常であれば、荷受人となる者の意向も踏まえた上で電子船荷証券記録の発行が検討されるであろうし、仮に、予期に反して電子船荷証券記録の利用が拒絶された場合には、紙の船荷証券への転換が検討されることになるものと考えられる。

(4) 受取船荷証券及び船積船荷証券に相当する電子船荷証券記録について

ア 受取船荷証券に相当する電子船荷証券記録及び船積船荷証券に相当する電子船荷証券記録を規律することについて

船荷証券については、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積船荷証券を交付することが運送人又は船長に義務付けられており（商法第757条第1項前段）、運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は傭船者の請求により、受取船荷証券を発行することが運送人又は船長に義務付けられており（同項後段）、受取船荷証券が発行された後に船積みが行われた場合には、受取船荷証券の全部と引換えでなければ船積船荷証券の交付を請求することができないとされているところ（同条第2項）、電子船荷証券記録についても、受取船荷証券に相当する電子船荷証

券記録（受取電子船荷証券記録）と船積船荷証券に相当する電子船荷証券記録（船積電子船荷証券記録）を規律することとしている。

イ 受取電子船荷証券記録が既に発行されている場合における船積船荷証券又は船積電子船荷証券記録の発行に係る規律について

受取電子船荷証券記録が既に発行されている場合において、船積船荷証券又は船積電子船荷証券記録の発行に係る規律をどのようにするかという点については、(a)荷送人又は傭船者に船積電子船荷証券記録の発行を請求する権利まで認めるか否か、(b)荷送人又は傭船者に商法第757条第1項に基づく紙の船積船荷証券の交付を請求する権利を維持するか否か、(c)商法第758条第2項に相当する規律を設け、運送人又は船長が既に発行されている受取電子船荷証券記録への追加記録をすることによって対応することを認めるか否かによって、理論的には様々なパターンが考えられるところである。

試案では、この(a)、(b)及び(c)に関して、(a)を否定し、(b)及び(c)を肯定する考え方を示しているが、このほかに、②(a)を否定し、(b)を肯定し、(c)を否定する考え方（案②）、③(a)、(b)及び(c)をいずれも肯定する考え方（案③）、④(a)を肯定し、(b)を否定し、(c)を肯定する考え方（案④）も考えられるところである。

すなわち、試案の考え方は、受取船荷証券及び受取電子船荷証券記録と船積船荷証券及び船積電子船荷証券記録とは別のものであることを重視し、荷送人又は傭船者は、船積電子船荷証券記録の発行を請求する権利ではなく、紙の船積船荷証券の交付を請求する権利があるとするものであり、前記(1)の考え方とも整合的であるように考えられる。また、商法第758条第2項は、運送人又は船長に既存の媒体の流用を認めるというものであるところ、受取電子船荷証券記録が発行されている場合であっても、既存の媒体が存在する点は同様であるため、同項に相当する規律を設けることが相当であると考えられるものである。

これに対して、案②は、電子船荷証券記録の発行を請求する権利を認めないのであれば、商法第758条第2項に相当する規律を設けるに当たっても、受取電子船荷証券記録に追加記録をすることで対応することを認めるには荷送人又は傭船者の承諾を必要とすべきであると考えられるものである。電子船荷証券記録の発行には荷送人又は傭船者の承諾を必要とするという点においては、前記(1)の考え方とも一貫しているが、上記のとおり、商法第758条第2項が既存の媒体の流用を認めるというものであることに鑑みれば、その点においては、同条項の趣旨が貫徹されていないとも考えられる（注1）。

また、案③は、一度、受取電子船荷証券記録が発行された後であっても、荷送人又は傭船者に、船積船荷証券及び船積電子船荷証券記録のいずれについても発行請求権を認めるものである。このように、荷送人側の選択肢を広く認めつつ、その一方で、商法第758条第2項に相当する規律を置くことで、運送人においても、受取電子船荷証券記録への追加記録をすることによ

って対応することを認めるというものである（注2）。

案④は、荷送人又は傭船者に船積電子船荷証券記録の発行を請求する権利を認める一方で、紙の船積船荷証券の交付を請求する権利は認めないというものであり、運送品の受取り時に一度、電子船荷証券記録が発行されたのであれば、船積み後についても電子船荷証券記録に関する権利しか認めないという考え方である（注3）。

部会では、一度、受取電子船荷証券記録の発行に運送人・船長と荷送人・傭船者とが合意し、現に受取電子船荷証券記録が発行された以上、船積み後においても、船積電子船荷証券記録を発行することが当事者の意思にかなっていることが通常であるように思われることからすれば、改めて両者の合意を必要とせずに、荷送人・傭船者に船積電子船荷証券記録の発行請求権を認めることが自然なのではないかとの意見が出た一方で、受取電子船荷証券記録が発行された場合において、船積電子船荷証券記録を発行することが当事者の意思にかなっているのであれば、試案のように改めて両者の合意が必要であるとしても問題はなく、試案の規律がもっともシンプルで分かりやすいのではないかとの意見もみられたところである。

また、部会の中では、そもそも現在の実務では、運送品の受取時に受取船荷証券を現に発行し、船積み後に改めて船積船荷証券を発行したり、受取船荷証券の返還を一度受け、そこに船積みがあった旨の追加記載をするようなことは、ほとんどないため、いずれの規律案によっても実務に影響はほとんどないのではないかとの意見もみられたところである。

（注1）案②の考え方をとる場合には、試案の①から④までの規定に加えて、後記2②の規定に代えて、以下のような規定を設けることになると考えられる。

受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに船積船荷証券の交付の請求があったときは、運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の承諾を得て、その受取船荷証券記録に船積みがあった旨を記録して、船積電子船荷証券記録の発行に代えることができる。この場合においては、商法第758条第1項第7号及び第8号に掲げる事項をも記録しなければならない。

（注2）案③の考え方をとる場合には、以下のような規定を設けることになると考えられる。

- ① 運送人又は船長は、船積船荷証券又は受取船荷証券の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、船積みがあった旨を記録した電子船荷証券記録（以下「船積電子船荷証券記録」という。）又は受取があった旨を記録した電子船荷証券記録（以下「受取電子船荷証券記録」という。）を荷送人又は傭船者に発行することができる。
- ② 受取船荷証券の発行に代えて受取電子船荷証券記録が発行された場合には、運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく船積電子船荷証券記録を発行しなければならない。この場合には、当該受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用

及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ、船積電子船荷証券記録の発行を請求することができない。

- ③ 受取船荷証券の発行に代えて受取電子船荷証券記録が発行された場合には、当該受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。
- ④ 運送人又は船長は、第1項又は第2項の規定により電子船荷証券記録を発行したときは、船荷証券を交付したものとみなす。
- ⑤ 前4項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。
- ⑥ 後記2②の規定に代えて、以下の規定を設ける。

受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに船積船荷証券の交付又は船積電子船荷証券記録の発行の請求があったときは、その受取電子船荷証券記録に船積みがあった旨を記録して、船積船荷証券の作成又は船積電子船荷証券記録の発行に代えることができる。この場合においては、商法第758条第1項第7号及び第8号に掲げる事項をも記録しなければならない。

(注3) 案④の考え方をとる場合には、以下のような規定を設けることになると考えられる。

- ① 運送人又は船長は、船積船荷証券又は受取船荷証券の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、船積みがあった旨を記録した電子船荷証券記録（以下「船積電子船荷証券記録」という。）又は受取があった旨を記録した電子船荷証券記録（以下「受取電子船荷証券記録」という。）を荷送人又は傭船者に発行することができる。
- ② 受取船荷証券の発行に代えて受取電子船荷証券記録が発行された場合には、運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく船積電子船荷証券記録を発行しなければならない。この場合には、当該受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ、船積電子船荷証券記録の発行を請求することができない。
- ③ 商法第757条第1項の規定にかかわらず、受取船荷証券の発行に代えて受取電子船荷証券記録が発行された場合には、荷送人又は傭船者は、船積船荷証券の交付の請求をすることができない。
- ④ 運送人又は船長は、第1項及び第2項の規定により電子船荷証券記録を発行したときは、船荷証券を交付したものとみなす。
- ⑤ 前4項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。
- ⑥ 後記2②の規定に代えて、以下の規定を設ける。

受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券

記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに船積電子船荷証券記録の発行の請求があったときは、その受取船荷証券記録に船積みがあった旨を記録して、船積電子船荷証券記録の発行に代えることができる。この場合においては、商法第758条第1項第7号及び第8号に掲げる事項をも記録しなければならない。

- (5) 受取電子船荷証券記録と引換えに船積船荷証券の交付又は船積電子船荷証券記録の発行を請求する場合における「引換え」の意義について

受取電子船荷証券記録と引換えに船積船荷証券の交付又は船積電子船荷証券記録の発行を請求する場合における「引換え」の意義については、受取電子船荷証券記録の支配の移転（「支配の移転」の内容については、後記3(5)参照）との引換えとすることが考えられるが、受戻証券性に関する商法第764条に相当する規律（後記第6の2(6)参照）と同様に、引換えの内容を電子船荷証券記録の支配の移転に限定するのではなく、「電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置」との引換えとすることとしている。

- (6) 船荷証券を交付したものとみなす旨の規律について

試案においては、甲案、乙案、丙案及び丁案のいずれにおいても、「電子船荷証券記録を発行したときは、船荷証券を交付したものとみなす。」旨の規定を設けることを提案している。

これは、電子船荷証券記録を発行した場合においては、商法第757条第1項の船荷証券の発行義務を履行したこととなり、その後、荷送人等が商法第757条第1項に基づき船荷証券の発行を改めて請求することができなくなることを明確化することを意図するとともに、船荷証券を交付したものとみなされることにより、商法第770条第4項の規定により海上運送状の規定が適用されなくなることを明確化することを意図したものであり、海上運送状に関する商法第770条第3項後段に倣ったものである。

なお、電子船荷証券記録の効力等に関する規律として、「運送人又は船長は、電子船荷証券記録を発行したときは、船荷証券を作成及び交付したものとみなす。」旨の規定を設けることとする場合には（後記第6の1の甲案の第2項）、別途この規定を置く必要はないとも考えられる。

- (7) 海上運送状が交付されているときの適用除外規定について

試案においては、甲案、乙案、丙案及び丁案のいずれにおいても、「前●項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。」旨の規定を設けることとしている。

これは、海上運送状（商法第770条第3項の規定により電磁的方法によって提供される場合も含む。）と船荷証券（電子船荷証券記録を含む。）とは択一的な関係にあり、現に海上運送状が交付されているときには、電子船荷証券記録の規定が適用されなくなることを明確にすることを意図したものであり、商法第757条第3項に倣ったものである。

もっとも、部会においては、各案において、「運送人又は船長は、船積船荷

証券又は受取船荷証券の交付に代えて、(略)電子船荷証券記録(略)を荷送人又は傭船者に発行することができる。」と定める以上、電子船荷証券記録が発行された場合には、あえて独自の規定を設けずとも、商法第757条第3項が適用されることで足りるのではないかとの意見もみられたところである(もつとも、前記(4)イで船積電子船荷証券記録の発行義務を認める案③及び案④を採用する場合には、別途規律を設けることが必要であるとも考えられる。)

2 電子船荷証券記録の記録事項

- ① 電子船荷証券記録には、商法第758条第1項各号に掲げる事項(同項第11号に掲げる事項を除き、受取電子船荷証券記録にあつては、同項第7号及び第8号に掲げる事項を除く。)を記録しなければならない。
- ② 受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに船積船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券記録に船積みがあつた旨を記録して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合においては、商法第758条第1項第7号及び第8号に掲げる事項をも記録しなければならない。

(補足説明)

(1) 電子船荷証券記録の記載事項に関する規定について

紙の船荷証券においては、比較的ゆるやかな要式証券性が認められ、商法第758条第1項各号に掲げる事項の一部を欠いても有効であると解される場合があると考えられており(大判昭和7年5月13日大民集11巻943頁等)、電子船荷証券記録においても同様の解釈が維持されるようにすることが相当であると考えられることから、電子船荷証券記録の記録事項についても、商法第758条第1項と同様の規定ぶりとするにしている。

(2) 複数通発行について

もともと紙の船荷証券について数通発行が認められている理由としては、証券を送付する途中での紛失や延着に備えるためであると考えられており、現在でも、その割合は定かではないものの、3通程度を一組として船荷証券を発行する実務が残っているようである。

もつとも、紙の船荷証券についても原本が複数発行されることによる弊害は小さくない旨の指摘がされてきていることに加えて、紙の船荷証券とは異なり、電子船荷証券記録を紛失したりするということは通常では考え難い。そのため、電子船荷証券記録の数通発行を認める必要性はなく、むしろ、複数の原本が流通する可能性があることにより、かえって法律関係が複雑になり、取引の安全が害される危険性が生じることになるとも考えられる。

他方で、MLETRでは、原本(original)に関する機能的同等性の規定を置いておらず、複本(multiple originals)についての規定も存在していないため、

同一の権利に対する複数の電子的移転可能記録を発行することは必ずしも禁止されておらず、複数通発行については中立的な立場をとっていると考えられる。また、イギリスの Law Commission 報告書においても、紛失リスクなど紙の貿易文書において複数通発行が認められる理由は電子貿易文書には当てはまらず、電子貿易文書がセットで発行される必要はない旨の意見を示しつつも (Law Commission 報告書 para9. 45)、複数通発行の有無・要否は実務が決めることであるとして、電子貿易文書について殊更に複数通発行を禁止する旨の規定を設けたり、反対に、複数通発行ができることを電子貿易文書の法律上の要件とすることはしないという立場が示されている (Law Commission 報告書 para9. 43、9. 45)。

しかしながら、電子的移転可能記録や電子貿易文書に関する一般法の形をとり、個々の対象についての記録事項を法文に明記することはしていない又はしない方向で考えている MELTER や Law Commission 草案とは異なり、商法を改正することによって船荷証券の電子化についての規律を設けることを予定している我が国においては、船荷証券の記載事項に関する規定 (商法第 7 5 8 条第 1 項第 1 1 号) や複数通発行された場合の規定 (商法第 7 6 5 条から第 7 6 7 条まで) に相当する規律を設けるか否かを検討するに当たり、複数通発行することの可否を明確にすることが求められているといえる。そうすると、先に述べたように、電子船荷証券記録の数通発行を認める必要性はなく、これを認めることにより、かえって法律関係が複雑になり、取引の安全が害される危険性が生じることになることを考慮し、電子船荷証券記録については複数通発行を認めないこととし、複数通発行に関する事項を電子船荷証券記録の記録事項から除外することが相当であると考えられることから、試案では、電子船荷証券記録については複数通発行を認めないこととし、複数通発行に関する事項 (商法第 7 5 8 条第 1 項第 1 1 号) を電子船荷証券記録の法定記録事項から除外することとしている。

(3) 「作成地」について

紙の船荷証券については、その法定記載事項として「作成地」の記載が求められ (商法第 7 5 8 条第 1 項第 1 2 号)、実務上、船荷証券に署名した地等を「作成地」として記載することが通常であるところ、電子船荷証券記録については、「作成地」を観念することができないとしてその記録事項から除外すべきか否かが問題となる。

この点について、部会では、電磁的記録である電子船荷証券記録についての「作成地」は必ずしも明確ではないことからすれば、「作成地」を法定記録事項としないことも十分に考えられ、更に進んで、紙の船荷証券と電子船荷証券記録の規律を合わせるという観点からは、紙の船荷証券についての法定記載事項を定める商法第 7 5 8 条第 1 項から「作成地」(同項第 1 2 号) を削除することも考えられるのではないかとの意見も出たところである。

しかしながら、その一方で、(i) 紙の船荷証券に関してその方式等に関する国際私法上の準拠法の決定の連結点として、発行地 (作成地) が重要な意義

を持つ場合があるところ、電子船荷証券記録についても準拠法決定の連結点として発行地（作成地）が意味を持つことになる可能性が十分にあることや、(ii)電磁的記録について現時点で「作成地」の解釈が一義的に明らかであるとまではいえないとしても、抽象的にその作成地を観念することは不可能ではなく、現に既存の規約型の電子式船荷証券においては作成地・発行地（Place of Issue）が記録事項となっているものもあることなど、「作成地」を記録させることには一定の意義があるといった指摘もみられた。さらに、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合においても、「作成地」は除外されていない（商法第770条第2項及び第3項）。

これらの指摘等を踏まえて、試案では、「作成地」を電子船荷証券記録の法定記録事項として残すこととしている。

なお、前記のとおり、電子船荷証券記録の記録事項についても、紙の船荷証券と同様に比較的ゆるやかな要式証券性を維持することを想定しているため、電子船荷証券記録の記録事項としての「作成地」についても、要式証券性との関係では、紙の船荷証券の記載事項としての「作成地」と同様の解釈を維持することを企図している。

また、「作成地」という用語に関して、電磁的記録が対象となることに鑑みれば、「発行地」や「発出地」といった用語を用いることも考えられる旨の意見もみられたが、我が国の法制上も、「電磁的記録」を「作成」という動詞の目的語とする用例は珍しくない（会社法第26条第2項等）、あえて用語を改めることによって、かえって船荷証券の記載事項である「作成地」とは異なる解釈を誘因してしまう可能性も否定できないように考えられるし、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合においても「作成地」の用語は改められていないこと（商法第770条第2項及び第3項）を踏まえ、試案では、商法第758条第1項第12号をそのまま引用することとしている。

(4) その他の事項について

部会においては、①電子船荷証券記録について、指図式の電子船荷証券記録、記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電子船荷証券記録、それら以外の電子船荷証券記録といった類型が観念されるのであれば、いずれの類型に属するかについても法定記録事項とすることが相当ではないか、②船荷証券に記載すべき事項が記録された電磁的記録が作成された場合には、それが電子船荷証券記録であるのか、電磁的方法によって提供される海上運送状であるのかを区別することが困難であるため、それが電子船荷証券記録であることを明らかにするために、「船荷証券の交付に代えて電子船荷証券記録を発行する旨」を電子船荷証券記録の記録事項とすることも考えられるのではないか、との意見もみられたところである。

もっとも、このような問題は、紙の船荷証券の場合にも生じ得るところ、紙の船荷証券においてはその記載事項とはされず、電子船荷証券記録においては特にその記録事項とすると、当該事項は、他の記録事項のようにゆるや

かな要式証券性が認められる事項ではなく、当該事項の記録を欠くと無効となる性質のものであると評価される可能性も否定することができない。その場合には、これらの記録を欠くと、他の要件を満たしていたとしても、電子船荷証券記録とは認められないこととなる。さらには、船荷証券の電子化に関する国内法を有する他国でこのような記録を必要としていない場合には、その他国では船荷証券と機能的同等性を認められる電磁的記録が我が国では機能的同等性が認められないことになる可能性もある。そのため、試案では、これらを法定記録事項とはしていない。

(5) 船積みがあった旨を記録した電子船荷証券記録について

受取電子船荷証券記録と船積電子船荷証券記録とをそれぞれ規律することとした場合において、受取電子船荷証券記録を発行した者が、当該受取電子船荷証券記録に船積みを行ったこと等の追加記録をすることができるようなシステムが利用される可能性もある。

そこで、商法第758条第2項に相当する規律を設け、運送人又は船長が既に発行されている受取電子船荷証券記録への追加記録をすることによって対応することを認めるか否かを検討する必要があるところ、本文では、前記1の試案の規律を前提として、船積船荷証券の交付の請求を受けた運送人又は船長は、船積船荷証券の作成・交付に代えて、受取電子船荷証券記録に船積みがあった旨を追加的に記録することができるものとしている。

(6) 追加記録について

ア MLETR においては、「この法は、電子的移転可能記録に、移転可能な証書又は文書に含まれている情報に追加して情報を含むことを排除するものではない。」という追加記録に関する総則的な規定が定められている（MLETR第6条）。

このことからすれば、我が国においても、電子船荷証券記録について、商法第758条第1項各号に規定する事項以外の事項についての記録や発行後に新たに記録を追加することなどに関して、総則的にその要件や効果を定める旨の規定を設けることも考えられる。

しかしながら、そのような規律を設けると、商法第758条第1項各号に規定する事項以外の事項についての記録にも当然に一定の効力が認められると解されたり、電子船荷証券記録の支配の有無にかかわらず記録された事項を改変することができるものと解されたりするなどの誤解を招く可能性も否定できない。また、追加記録として認められる場合を法律又はその委任を受けた省令において網羅的に列挙することも考えられるが、そのような方法による場合、列挙された事項については常に記録されたとおりの効果が認められ、列挙されない事項については常に無効であると解される可能性も否定できず、紙の船荷証券における裏面約款のように、船荷証券や電子船荷証券記録の規定とは別にその効力の有無が判断されることが相当であるような事項について、かえって不適切な帰結が導かれる可能性も否定できない。

翻って考えてみると、紙の船荷証券においては、実務上、表面に証券番号、

信用状情報、着荷通知先などの情報が記載されたり、裏面にも約款が記載されたりするなど、法定記載事項以外の追加的な記載がされているものの、商法上、裏書に関する事項のほかには商法第758条第1項各号に規定する事項以外の事項の記載に関する規定はなく、各追加記載の適否などは実務の積み重ねの中で形成されてきたものといえる。

以上を踏まえると、電子船荷証券記録についても、追加記録については特段の規律を設けないとするのが相当であると考えられる。

イ もっとも、このことは、電子船荷証券記録について、商法第758条第1項各号に規定する事項以外の事項を記録することや発行後に記録を追加することを一律に禁じることを意味するものではない。また、受取船荷証券に相当する電子船荷証券記録の発行後に当該電子船荷証券記録に船積みがあった旨を追加記録する場合（本文第2項）のように、法が当然に予定している追加記録に関しての効果については、個別的に規律を設けることとしている。

3 「支配」概念の創設及び関連概念の定義について

(1) 「支配」概念の定義

電子船荷証券記録の「支配」という新たな概念を創設することとし、その定義として、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

「電子船荷証券記録の支配」については、「当該電子船荷証券記録を〔排他的に〕利用することができる状態」と定義する。

【乙案】

「電子船荷証券記録の支配」の内容について、法律上は定義を設けない。

(2) 「電子船荷証券記録の発行」の定義について

電子船荷証券記録の発行については、「電子船荷証券記録を作成し、当該電子船荷証券記録の支配が荷送人又は傭船者に〔排他的に〕属することとなる措置」と定義する。

(3) 「電子船荷証券記録の支配の移転」の定義について

電子船荷証券記録の支配の移転については、「電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電子船荷証券記録の支配が〔移転／排他的に属〕した時点で、当該電子船荷証券記録の支配を移転した者が当該電子船荷証券記録の支配を失うもの」と定義する。

(補足説明)

(1) 電子化された船荷証券を「物」、「有価証券」、「船荷証券」とすることの可否
電子化された船荷証券（電子的船荷証券記録）の法的位置付けを考えるに当たっては、まず、電子的船荷証券記録を「有価証券」である「船荷証券」そのものとすることができるか否かを検討する必要がある。

仮に、電子的船荷証券記録を「船荷証券」そのものとするすることができるも

のと整理する場合には、「船荷証券」の方式として電磁的記録を媒体とすることを認める方向で検討することになると考えられる。

この点、イギリス提出法案においては、「人は電子取引文書を占有し、裏書し及び占有を喪失し得る」と規定するとともに（第3条第1項）、「電子取引文書は、動産担保に関するスコットランド議会のあらゆる法律の適用上、動産として扱われるものとする。」と規定されており（第3条第4項）、電磁的記録たる電子取引文書についても動産と同等に占有や担保設定の対象となる旨を規定しているように見受けられる。

しかしながら、我が国の法体系は、電磁的記録を「物」、「有価証券」、「船荷証券」そのものとすることは想定していないように考えられる。すなわち、我が国の民事基本法を中心とする民法では、第3編第1章第7節において有価証券に関する一般的な規定を設けているが、そこでは、「占有」、「所持人」、「証券」、「記載」、「交付」など、原則として有体物を前提とした規定が設けられているほか、指図証券の譲渡の際の裏書の方式に関しても、書面であることが前提である手形法の規定が準用されている（民法第520条の3）。また、民事執行法においても、「動産（登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で一月以内に収穫することが確実であるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節、次章及び第四章において同じ。）」と規定され（民事執行法第122条第1項）、裏書が禁止されていない有価証券については、動産執行の対象となるものとされ、有体物であることが前提とされている。

また、MLETRも「電子的移転可能記録」に「移転可能な証書又は文書」との機能的同等性を持たせるという枠組みの中で、「占有」に代わる「支配（control）」という概念を創出していることに鑑みても、電磁的記録を「物」、「証書」、「文書」そのものとすることは想定していないように考えられるところであり、そうだとすると、電子的船荷証券記録を「有価証券」である「船荷証券」そのものとすることができないものと整理しても、MLETRとの関係で齟齬又は矛盾が生じるものではないと考えられる。

部会においても、電子的船荷証券記録を「有価証券」である「船荷証券」そのものとは整理しないことについては異論がみられなかったところであり、試案においても、全体として、電子的船荷証券記録は、「物」、「有価証券」、「船荷証券」そのものではないという考え方を前提としている。

(2) 「支配」概念の創設について

上記のとおり、電子船荷証券記録について、それ自体は民法上の「物」に該当しないとすることは、電子船荷証券記録そのものに「占有」を觀念することはできない。

また、電子船荷証券記録に関して債権や特許権等の無体財産権と同様に「準占有」の概念の利用を認めるという考え方もあり得るところではある。もっとも、電子船荷証券記録に「準占有」を認める場合には、民法第2編第2章の占有権に係る規定（民法第180条から第205条までの各規定）が

準用されることとなるが（民法第205条）、その場合には、占有改定（民法第183条）や指図による占有移転（民法第184条）等の規定も準用の対象となり、「準占有」によって電子船荷証券記録に係る法律関係を規律すると、かえって複雑化するおそれも否定できない。したがって、民法上の「準占有」によって電子船荷証券記録に係る法律関係を規律することも相当ではない。

しかしながら、その一方で、電子船荷証券記録について紙の船荷証券との機能的同等性を認めるためには、電子船荷証券記録について排他的に支配する状態を観念する必要がある。また、MLETRにおいても、物理的な「占有」又は「所持」に相当する概念として、“control”という概念を用いており（MLETR 第11条）、このような概念を新たに創設することはMLETRの考え方も親和的であると考えられる。

そこで、試案においては、電子船荷証券記録の「支配」を新たな概念として創設することとしている。

(3) 「電子船荷証券記録の支配」の定義について

ア はじめに

前記(2)のとおり、MLETRにおいては、物理的な「占有」又は「所持」に相当する概念として、“control”という概念を用いており、電子船荷証券記録の「支配」についても、「占有」又は「所持」に相当するものとして、電磁的記録についての事実状態を示す概念として捉えることについては、部会の中でも特段の異論はみられなかったところである。もっとも、この「電子船荷証券記録の支配」を具体的にどのように規律するのかという点に関しては、部会においても様々な意見がみられたところであり、試案においては、甲案及び乙案の2つの案を示している。

イ 甲案について

甲案は、「電子船荷証券記録の支配」について、「当該電子船荷証券記録を〔排他的に〕利用することができる状態」と定義するものである。

MLETRでは、「支配（Control）」そのものの定義規定までは置いていないものの、その補足説明の中で、「『支配』とは事実に関する概念であり、その支配の適法性や正統性は問わない。適法性が認められるかどうかは実体法の問題である」といった説明がされている。そのような考え方を踏まえ、甲案では、一定の権限を有すること前提とするものではなく、単なる事実状態であることを明確にする趣旨で、「利用」という事実上の行為であることと親和的な用語を用いることとしている。

また、MLETRにおいては、「ある者によるその電子的移転可能記録への排他的な支配が確立されていること」（MLETR 第11条第1項(a)）と規定されており、「支配」という概念そのものは排他性を内包してないものの、排他的でない支配という概念の存在は想定されていないものと考えられることから、「電子船荷証券記録の支配」の定義規定を置くのであれば、それが排他的なものであることを端的にその定義に含めることも考えられ、その場合には、「当該電子船荷証券記録を排他的に利用することができる状態」

と規律することが考えられるところである（なお、「排他的に」という用語は、「独占的に」といった用語とすることも考えられる。）。

他方、MLETR との平仄から、「支配」という概念そのものは排他性を内包しないこととする場合には、「支配」の定義は、「当該電子船荷証券記録を利用することができる状態」とした上で、「電子船荷証券記録の発行」及び「電子船荷証券記録の支配の移転」の定義の中で排他性を別途規律することなどを通じて、排他的であることを規律していくことが考えられる。

この甲案について、部会では、電磁的記録を客体として「利用」という動詞を用いることは自然であるといった意見もあった一方で、(a)「利用」という言葉の持つ一般的な意味合いからすると、電子船荷証券記録の発行者である運送人が発行後に電子船荷証券記録の内容等を確認する行為なども「利用」に含まれ得るといえ、想定している「支配」概念と必ずしも合致しないのではないかとの意見や、(b)有体物の「占有」を基礎付ける「所持」という概念について法律上の定義があるわけではないものの、一般的に、この「所持」については、「物が社会的観念上その人の事実的支配に属すると認められる客観的關係」などと説明されているところであり、「所持」という概念の構成要素の主要な部分に「支配」という概念が含まれることに鑑みても、有体物に対する「占有」や「所持」に相当する電磁的記録に対する「支配」をさらに具体的に定義付けることは難しいのではないかといった意見もみられたところである。

ウ 乙案について

乙案は、「電子船荷証券記録の支配」については、法律上特段の定義は設けないというものである。

前記イのとおり、MLETR においては、「支配 (Control)」そのものの定義規定までは置いていない。また、我が国の法制上、電磁的記録に対する「支配」という用例はないものの、「経営を支配」、「活動を支配」、「運航を支配」など、物以外のものに対して一定の評価を含む概念として「支配」という用語を用いている例は多く、また、その具体的な内容についての定義規定を置いていない例も少なくない（「子会社」の定義を定める会社法第2条第3号とその委任を受けた会社法施行規則第3条第3項第2号ハ・ホ等）。

無体財産権たる特許権や著作権等の知的財産権についても、我が国の法令上、「権利を専有する」という用例が多く用いられているが（著作権法第21条等、特許法第68条等、実用新案法第16条等）、法令上、この「専有」という概念については、特段の定義規定は置かれず、解釈に委ねられている。

さらに、部会の中でも指摘があったように、有体物に対する「占有」を構成する「所持」についても、その概念の内容として、「支配」という用語が一般的に用いられているところである。

以上を踏まえると、一般用語として、電磁的記録に対する「支配」という状態を観念することもできるように考えられ、「電子船荷証券記録の支配」という概念について、特段の定義を設けずに、解釈に委ねることも考えられ

る。

なお、前記のとおり、「電子船荷証券記録の支配」は排他的なものとする必要があるところ、乙案のように「電子船荷証券記録の支配」の定義規定を置かない場合には、電子船荷証券記録の発行の定義を「電子船荷証券記録を作成し、当該電子船荷証券記録の支配が荷送人又は傭船者に排他的に属することとなる措置」とし、電子船荷証券記録の支配の移転の定義を「電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電子船荷証券記録の支配が排他的に属した時点で、当該電子船荷証券記録の支配を移転した者が当該電子船荷証券記録の支配を失うもの」とすることなどを通じて、排他的であることを規律していくことが考えられる。

(4) 「電子船荷証券記録の発行」の定義について

船荷証券の発行に相当する電子船荷証券記録の発行は、電子船荷証券記録が作成され、かつ、それに対する支配が荷送人又は傭船者に帰属する状態を意味すると考えられる。

そのため、電子船荷証券記録の発行については、「電子船荷証券記録を作成し、当該電子船荷証券記録の支配が荷送人又は傭船者に属することとなる措置」と定義することとしている（注）。

なお、この発行は一定の技術的要件を満たす必要があることを想定しており、当該技術的要件については、後記第3で取り扱うものとする

（注）前記(3)のとおり、「電子船荷証券記録の支配」の定義を設けない場合やその定義の中でその排他性を規律しない場合には、この「電子船荷証券記録の発行」の定義の中で排他性を規律することが考えられる。

(5) 「電子船荷証券記録の支配の移転」の定義について

電子船荷証券記録の支配に排他性を認めようとする場合には、電子船荷証券記録の譲渡人と譲受人との間に同時に「支配」が認められることは相当ではない。

そこで、電子船荷証券記録の支配の移転については、「電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電子船荷証券記録の支配が移転した時点で、当該電子船荷証券記録の支配を移転した者が当該電子船荷証券記録の支配を失うもの」と定義することとしている（注）。

（注）前記(3)のとおり、「電子船荷証券記録の支配」の定義の中でその排他性を規律しない場合には、この「電子船荷証券記録の支配の移転」の定義の中で排他性を規律することが考えられる。

第3 電子船荷証券記録の技術的要件

1 電子船荷証券記録の定義及び信頼性の要件以外の技術的要件

電子船荷証券記録については、次のように定義及び技術的要件（信頼性の要件を除く。）を定める。

「電子船荷証券記録」とは、商法第●条（注：前記第2の1の規定）の規定により発行される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に

よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理に供されるものをいう。)であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 電子船荷証券記録上の権利を有することを証する唯一の記録として特定されたもの
 - 二 電子船荷証券記録の支配をすることができるものであって、その支配をする者を特定することができるもの（注）
 - 三 商法第●条（注：前記第2の3(3)の規定）に規定する電子船荷証券記録の支配の移転をすることができるもの
 - 四 通信、保存及び表示の通常のプロセスにおいて生ずる変更を除き、電子船荷証券記録に記録された情報を保存することができるもの
- （注）前記第2の3(1)において甲案をとる場合には、「商法第●条に規定する電子船荷証券記録の支配を（略）」と規律することとなる。

2 技術的要件としての信頼性の要件

電子船荷証券記録の技術的要件としての信頼性の要件については、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

電子船荷証券記録に関して、一般的な信頼性の要件を明示的に定めることはしない。

【乙案】

電子船荷証券記録の技術的要件として、一般的な信頼性の要件をその有効要件として明示的に定める（注）。

（注）例えば、以下のような規定を設けることが考えられる。

電子船荷証券記録の発行、電子船荷証券記録の支配の移転、電子船荷証券記録に対する電子裏書、第●条、第●条及び第●条（注：前記第2の1第2項、前記第2の2第2項、後記第4の2の甲案及び乙案の第1項、後記第6の2(6)等）に定める電子船荷証券記録の消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置、第●条（注：後記第6の2(15)）に定める電子船荷証券記録に記載された事項の提示は、信頼性のある手法が用いられなければならない。

【丙案】

電子船荷証券記録の技術的要件として、一般的な信頼性の要件をその有効要件として定めることはしないが、一般的な信頼性の要件について、例えば、次のような規定を設ける。

電子船荷証券記録を発行する者、電子船荷証券記録に記録する者、電子船荷証券記録の支配を移転する者その他電子船荷証券記録に関する行為をする者は、〔法務省令で定める事項（注）を考慮し、〕信頼性のある手法を用い〔るよう努め〕なければならない。

（注）法務省令を定める場合には、次のような内容を規定することを想定している。

商法第●条に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 電子船荷証券記録の利用に関する全ての規程の有無及び内容
- 二 電子船荷証券記録に記録された情報の完全性を確保するための方法
- 三 電子船荷証券記録への権限のない利用及び接続を防止するための方法
- 四 電子船荷証券記録に用いられるハードウェア及びソフトウェアの安全性
- 五 電子船荷証券記録に関するシステムの提供者から独立した機関による電子船荷証券記録に関するシステムに対する監査の有無、範囲及び周期性
- 六 監督機関又は規制当局によってなされる電子船荷証券記録の信頼性に対する評価の有無及び内容
- 七 電子船荷証券記録に関連する業界の標準的な取扱い

3 電子船荷証券記録の発行の技術的要件

前記第2の3(2)の「電子船荷証券記録の発行」の定義を前提として、電子船荷証券記録の発行の技術的要件について、次のように定める。

「電子船荷証券記録の発行」とは、法務省令で定める方法（注）により、電子船荷証券記録を作成し、当該電子船荷証券記録の支配が荷送人又は傭船者に〔排他的に〕属することとなる措置をいう。

（注）法務省令として、次のような内容を規定することを想定している。

- 1 商法第●条に規定する法務省令で定める方法は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - 一 電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること
 - 二 電子船荷証券記録を発行する者が電子署名をするものであること
- 2 前項第2号に規定する「電子署名」とは、電子船荷証券記録に記録された情報について行われる措置であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
 - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること

4 電子船荷証券記録の支配の移転の技術的要件

前記第2の3(3)の「電子船荷証券記録の支配の移転」の定義を前提として、電子船荷証券記録の支配の移転の技術的要件について、次のように定める。

「電子船荷証券記録の支配の移転」とは、法務省令で定める方法（注）により、電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電子船荷証券記録の支配が〔移転／排他的に属〕した時点で、当該電子船荷証券記録の支配を移転した者が当該電子船荷証券記録の支配を失うものをいう。

（注）法務省令として、次のような内容を規定することを想定している。

商法第●条に規定する法務省令で定める方法は、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

(補足説明)

1 電子船荷証券記録の定義及び信頼性の要件以外の技術的要件について

(1) 基本的な考え方について

電子船荷証券記録の基本的な技術的要件として、「電子的方式、磁気的方式
その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ
って、電子計算機による情報の処理に供されるもの」という基本的な技術的
要件を規定している。

我が国の法制上、「電磁的記録」の定義として、「電子的方式、磁気的方式
その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ
って、電子計算機による情報の処理に供されるもので法務省令で定めるもの」
として、その要件の一部を法務省令に委任した上で、法務省令において、「磁
気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておく
ことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの」という形
で記録媒体を規定するものも少なくないが、他方で、「電磁的記録」の定義と
して記録媒体の特定まではしない例は多くみられるところである（電子記録
債権法第2条第4項等）。電子船荷証券記録に関しては、国際海上物品運送で
用いられることを踏まえると、技術的中立性の観点から必要以上に技術的要
件を定めることは相当ではなく、あえてこのような形で記録媒体まで特定し
なくても通常問題は生じ難いと考えられるため、本文のような規律とするこ
ととしている。

(2) 信頼性の要件以外の基本的な性質について

ア 第1号について

第1号に定める性質は、MLETR 第10条第1項(b)(i)において「その電
子的記録が電子的移転可能記録であると識別すること」(Singularity) が定
められていることを踏まえたものである。

イ 第2号について

第2号に定める性質は、MLETR 第10条第1項(b)(ii)において「その電
子的記録が創出されたときから全ての効果又は有効性を有さなくなるまでの
間、当該電子的記録を支配(Control)することができるようにすること」が
定められ、第11条第1項(b)において「その者が支配を有している者であ
ると識別すること」が定められていることを踏まえたものである。

ウ 第3号について

第3号に定める性質は、MLETR 第11条第2項において「法が移転可能な
証書又は文書の占有の移転を要求している場合又は占有を移転することがで
きるとしている場合、電子的移転可能記録については、その電子的移転可能
記録への支配の移転によってその要求は充たされているものとする」と定め
られていることを踏まえ、電子船荷証券記録の支配を移転することができる
ことをその性質として定めたものである。

なお、「裏書」が禁止される船荷証券に対応する電子船荷証券記録であっ

ても、荷受人が荷送人から電子船荷証券記録の移転を受ける場面や電子船荷証券記録と引換えに運送品の引渡しを受ける場面においては、電子船荷証券記録の支配の移転を観念することができるし、紙の船荷証券における占有の移転に相当する概念として電子船荷証券記録の支配の移転すら観念することができないようなものに紙の船荷証券と同等の効力を与える必要性は乏しいとも考えられることから、これを電子船荷証券記録の技術的要件の一つとして定めることとしている。

エ 第4号について

第4号に定める性質は、MLETR 第10条第1項(b)(iii)において「その電子的記録の完全性(Integrity)を保つこと」が定められ、第2項において「完全性を評価する基準は、その電子的移転可能記録が創出されたときから全ての効果又は有効性を有さなくなるまでの間に生じた全ての認められた変更を含むその電子的移転可能記録に含まれる情報が、通信、保存及び表示の通常のプロセスにおいて生ずる全ての変更を除いて、全てそろったままかつ不変のままであるかどうかによるものとする」と定められていることを踏まえたものである。

オ その他

部会においては、第1号から第4号までの規定に掲げるこれらの技術的要件の中には、電磁的記録たる電子船荷証券記録として備えるべき性質ではなく、電子船荷証券記録を作成するシステムが備えるべき性質も含まれているのではないかと指摘もされたところである。実際には、これらの基本的な性質の多くは、システムとして実装することが検討されるのであろうが、電子船荷証券記録が備えるべき性質と位置付けることも可能であるように思われる。

また、特定のシステムプロバイダーが提供するシステムによって作成された電子船荷証券記録であることを法律上の要件とすることは想定していないことも考慮すると、これらの基本的な性質は、電子船荷証券記録として備えるべきものとするのが相当であると考えられる。

そこで、試案では、第1号から第4号に掲げる技術的要件については、電子船荷証券記録そのものの要件として規律することとしている。

(3) 国の認証を受けた機関による関与の可否等について

ア 電子船荷証券記録については、例えば、主務大臣の認証を受けた機関のみが電子船荷証券記録を発行することができるものとするということも考えられるところではある。

しかしながら、電子船荷証券記録は、紙の船荷証券と同様に、国際的に利用されるものであることが想定されるところ、国の認証を受けた機関による関与を必要なものとしてしまうと、かえって利用がされなくなるおそれがある。

イ また、主務大臣の認証を受けた機関が作成した電子船荷証券記録については、技術的要件が満たされているものと推定する旨の規律を設けること

も考えられるところではある。すなわち、主務大臣の認証を受けた機関でなくても電子船荷証券記録を発行することができるが、主務大臣の認証を受けた機関が発行した電子船荷証券記録については技術的要件が満たされているものと推定することにより、主務大臣の認証を受けた機関が発行する電子船荷証券記録に一定の効果を付与するという考え方である。

しかしながら、そもそも、技術的要件の具備を巡って争われるといった事態は必ずしも多くはないものと考えられるし、電子船荷証券記録が不正に複製されるなどして現に電子船荷証券記録の支配を有するかのような外観を有する者が複数現れるといった事態が生じた場合には、推定の有無にかかわらず、技術的要件が満たされていないと評価される可能性が高いようにも考えられる（このような事態が生じているにもかかわらず、主務大臣の認証を受けた機関が発行した電子船荷証券記録であることを理由に技術的要件の具備が推定されると解することの方がかえって問題であるとも考え得る。）。

さらに、主務大臣の認証を受ける機関としては我が国の企業が想定されるところではあるが、外国からは、外国のシステムを利用した場合には必要以上の規制があるものと判断される可能性もあるし、外国のシステムが当該外国の認証を受けている場合をどのように考えるのかといった解釈上の問題点も生じ得ることとなる。また、規約型の電子式船荷証券は、国際P&Iグループ（以下「IG」という。）の認証を受けた上で広く利用されているという現状を踏まえると、日本の主務大臣の認証を受けた機関が発行する電子船荷証券記録が、広く利用されている規約型の電子式船荷証券よりも高い信用性を有するかのようによ扱われることとなり、国際的な調和のとれた制度とはいえない難いとの評価を受ける可能性がある。

また、電子船荷証券記録の主な利用者は、国際海上物品運送に精通した者であることが想定されるため、技術的要件の具備も含めて利用者の判断に委ねることとしても大きな問題はないものと考えられ、公的な機関の関与は少ない方が望ましいものと考えられる。

ウ 以上に鑑み、試案においては、国の認証を受けた機関による関与を規律しないこととしている。

エ ただし、国の認証を受けた機関による関与以外の方法で、電子的船荷証券の技術的要件（本文1の第1号から第4号まで要件のほか、本文2において乙案を採用する場合には一般的な信頼性の要件を含む。）に関して、何らかのセーフティーネットとしての規定（例えば、電子船荷証券記録の利用に係る当事者がその運送契約や規約の中で一定の合意をした場合には、当該当事者間の関係では技術的要件の充足を推認する旨の規定など）を設けることは考え得るところであり、この点については引き続き検討する必要がある。

2 技術的要件としての信頼性の要件について

(1) MLETR 及びイギリス提出法案の規律

MLETR 及びイギリス提出法案 (Law Commission 草案においても同じ。) は、電子的移転可能記録 (電子取引文書) の発行等やそのシステムに関して信頼できる手法が用いられていることが求めており、さらに以下のとおり、一般的な信頼性の基準についても明文の規定が設けられている。

MLETR 第 12 条

第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 16 条、第 17 条及び第 18 条のためには、そこで言及されている手法は：

(a) 以下を含む全ての関連する状況に照らして、その手法が用いられている目的である機能を果たすために適当な信頼性がなければならない。

- i. 信頼性の評価に関する全ての業務規程
- ii. データの完全性の保障
- iii. システムへの無権限のアクセス及び利用を防ぐ能力
- iv. ハードウェア及びソフトウェアのセキュリティ
- v. 独立組織体による監査の定期性及び範囲
- vi. その手法の信頼性に関する監督機関、認定機関又は自主的スキームによる宣言の存在
- vii. 全ての適用されうる業界の標準

(b) または、その機能を果たしたことが、それ自身により、又は、さらなる証拠と合わせて事実上証明されたものでなければならない。

イギリス提出法案第 2 条第 5 項

第 1 項の規定の目的のため、あるシステムが信頼に足るものであるかどうかを決定する場合には、以下に掲げる事項を考慮することができる。

- (a) その運用に適用されるシステムの規則
- (b) 当該システムが有する情報の完全性を確保するための方法
- (c) 当該システムへの無権限の利用又は接続を防止するための方法
- (d) 当該システムにより用いられるハードウェア及びソフトウェアの安全性
- (e) 独立機関による当該システムに対する監査の範囲及び定期性
- (f) 監督又は規制機能を有する組織によってなされる当該システムの信頼性に対する評価
- (g) 当該システムに関連して適用される任意の枠組み又は業界基準に関する規定

そのため、我が国においても、同様に電子船荷証券記録の技術的要件として信頼性の要件を定めるか否か、定める場合にどのように規律するのかといった点を考える必要がある。試案においては、この点について、甲案、乙案又は丙案の 3 つの案を示している。

(2) 甲案について

甲案は、電子船荷証券記録に関して、一般的な信頼性の要件を明示的に定めることはしないというものである。

電子船荷証券記録に対する一定の信頼性が求められることは当然の前提ではあるものの、これを独立した電子船荷証券記録の有効要件とすると、その

取引においては特に問題がなかったにもかかわらず、システム上の些細な問題点を巡って後に争いが生じるおそれがある。

信頼性に欠けるシステムを使用したことにより、電子船荷証券記録の支配を移転することができないとか、それが二重に移転したような場合には、一般的な信頼性の要件を問題とするまでもなく、その他の技術的要件が否定される結果、当該電子船荷証券記録はその要件を欠くこととなるのであるから、独立して一般的な信頼性の要件が電子船荷証券記録の有効要件として問題となるといった事態は想定し難いように思われる。そのことは裏を返せば、他の技術的要件が満たされている限りは、通常は、一般的な信頼性の要件も満たしている蓋然性が高いとも考えられる。

そうすると、一般的な信頼性の要件については、これを電子船荷証券記録の有効要件として規律する必要はないものとも考えられる。

ただし、この甲案については、部会において、MLETRやLaw Commission草案において、信頼性の要件が明示的に求められていることとの関係で、国際的な調和に欠けるのではないかとの懸念も示されているところである。

(3) 乙案について

乙案は、電子船荷証券記録の技術的要件の一つとして、一般的な信頼性をその有効要件として明示的に定めるというものである。

また、一般的な信頼性の要件を定めることに加えて、丙案の法務省令第1号から第7号までのような判断要素を例示することや、MLETR第12条(b)のように、結果として電子船荷証券記録がその役目を終えるまでの間に問題なくその機能を果たした場合には、信頼性の要件の充足を認める又は推認するような規定や、前記1(3)エのセーフティーネットのような規定を置くことも考えられる。

しかしながら、仮に上記のような規定を設けたとしても、これを独立した電子船荷証券記録の有効要件とすることで、システム上の些細な問題点を巡って後に争いが生じるおそれがあることは否定できない。また、電子船荷証券記録のシステムを提供しようとする事業者に一定の困難を強いる面があることも否定し難いようにも思われる。

(4) 丙案について

丙案は、電子船荷証券記録について、一般的な信頼性をその有効要件として定めることはせずに、電子船荷証券記録を発行する者、電子船荷証券記録に記録する者、電子船荷証券記録の支配を移転する者その他電子船荷証券記録に関する行為をする者に対して、信頼性のある手法を用いることを要求するというものである。電子船荷証券記録に関する行為をする者に対する一般的な義務として定めることも、訓示規定として定めることも考えられるところではあるが、仮に、前者のように考える場合であっても、実際には、特定のシステムプロバイダーが提供するシステムが、その規約に同意した者の間で用いられることが多いものと想定されるのであるから、そのような一般的な義務が問題となることはほとんどなく、結果的に、後者のように考える場

合と同様になるものと考えられる。また、法務省令で判断基準に関する規定を設ける場合には、MLETR 第12条(a)の i から vii までと同様の事項を定めることを想定しているが、訓示規定又は訓示規定的に機能するにとどまることが想定されていることを踏まえると、あえてこのような規定を設けることは相当ではなく、MLETR の規定を参考に信頼性の有無が判断されることになるという解釈論を整理しておくにとどめることも考えられるところである。

丙案は、乙案とは異なり、一般的な信頼性の要件を有効要件として定めることまではしない一方で、法令の中に信頼性のある手法を用いる旨を規律することで MLETR 等との親和性にも一定の配慮を払ったものといえる。もっとも、訓示規定として定める場合には、商法のような民事基本法制において、このような訓示規定を定めることについては、慎重な検討が必要であるとも考えられる。

3 電子船荷証券記録の発行の技術的要件について

(1) 電子船荷証券記録の発行の技術的要件については、今後の技術発展や諸外国での立法の動向等を踏まえて柔軟に見直しをすることができるように省令に委任することができることとしている。

(2) その上で、省令においては、「電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること」と「電子船荷証券記録を発行する者が電子署名をするものであること」を技術的要件として求めることを想定している。

(3) 「電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること」については、商法第571条第2項が定める「電磁的方法」に倣っている。

なお、この点について、商法第571条第2項は、「電磁的方法」として「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものをいう」と規定し、その委任を受けた商法施行規則第13条においては、「電磁的方法」についてさらに詳細な要件を設けているが、電子船荷証券記録に関するシステムとして具体的にどのような技術や仕組みが採用されるかは明らかではなく、技術的中立性の観点からも必要以上に詳細に要件を定めることは、国際的な調和がとれなくなる可能性があることも否定できないことから、試案では、「電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること」のみを求めることとしている。

(4) 紙の船荷証券の発行においては、運送人又は船長の署名又は記名押印が求められているため（商法第758条第1項柱書）、その平仄から、電子船荷証券記録の発行の場面においても、その技術的要件の1つとして、「電子署名」を求めることとしている。

「電子署名」の定義は、電子署名及び認証業務に関する法律第2条の規定（会社法施行規則第225条も同じ。）に倣っている。この定義は、電子署名及び認証業務に関する法律の制定時に、技術的中立性の要請を受けて、その

方式や方法等に着眼せず、その機能等に着眼する形で規定されたものであり、電子船荷証券記録上に署名欄のような欄を設けることや電子スタンプのように署名に代わる可視的なものが画面上に表示されることまで求めるものでもない。現在ではメッセージを秘密鍵で暗号化することなどの方式が主流であるように思われるものの、それ以外の方式についても上記の効果に着目した要件を満たす限りは否定されるものではない。また、「電子船荷証券記録に記録された情報について行われる措置」とあるが、記録がされた後にそこに付加的に行われる措置である必要ではなく、記録を行う時に（同時に）一定の暗号化がされることなどを通じて、「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」と「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること」が満たされていれば足りると考えられる。電子署名及び認証業務に関する法律が定める認定認証事業者からの認証を受けた電子署名であることまでは求めている。

また、「電子船荷証券記録に記録された情報について行われる措置であつて」、「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのもの」と規律しているものの、これは、必ずしも物理的に当該措置を情報の記録を行った者自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的には、電子船荷証券記録のシステムを提供する事業者が当該措置を行った場合であっても、情報の記録を行った者の意思のみに基づき、当該事業者の意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」は、情報の記録を行った者であると評価することができるものと考えられる。すなわち、電子船荷証券記録について、そのシステムの提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該情報の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとする形の仕組みであっても、技術的・機能的に見て、当該システム提供事業者の意思が介在する余地がなく、発行者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」は、電子船荷証券記録の発行者であると評価し得るものと考えられるところである。

なお、部会においては、紙の船荷証券に係る「署名」について法律上の定義がないこととの平仄の観点から、電子船荷証券記録に関して「署名又は記名押印」に代わる措置を求めるとしても、法律上の定義までは定めないことも考えられるのではないかと意見もみられたものの、これまでに長い歴史の中で用いられてきた「署名」という概念とは異なり、電磁的記録についてそれに代わる措置については比較的新しい概念であるため、法律上の定義なくその内容を観念することは困難であることや、既存の我が国の法制においても、署名又は記名押印と機能的同等性を持つものとして「電子署名」が用いられてきていることに鑑みても、電子船荷証券記録に関して「署名又は記名押印」に代わる措置を求めるとしつつ、法律上の定義を置かないとい

うことは相当ではないように考えられる。また、試案のとおり「電子署名」の内容として求められる要件は、「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」と「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること」にすぎず、その内容には一定の抽象性が残るものではあるため、実際には実務の進展に応じて法解釈として柔軟に解決される領域も認められるように考えられるところである。

また、部会においては、より多くのシステムを容認するという観点からは、発行の場面や電子裏書（後記第5参照）の技術的要件として「電子署名」を求めることまでしないという考え方もあり得るのではないかとの意見もみられたものの、上記のとおり、この「電子署名」の要件はそこまで厳格なものではなく、最低限なりすましなどを防止する観点からも、電子船荷証券記録の発行時に署名又は記名押印に代わるものを設けないことは相当ではないと考え、試案ではこの要件を設けることを想定している。

4 電子船荷証券記録の支配の移転の技術的要件について

- (1) 電子船荷証券記録の支配の移転の技術的要件については、今後の技術発展や諸外国での立法の動向等を踏まえて柔軟に見直しをすることができるように省令に委任することができることとしている。
- (2) その上で、省令においては、「電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること」をその要件とすることを想定している。「電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること」についてより具体的な規定を設けない理由については、前記4の発行の技術的要件と同様である。
- (3) なお、電子船荷証券記録の支配の移転は、紙の船荷証券の占有の移転に相当する事実概念であるため、紙の船荷証券の占有の移転に「署名」が求められていないことと同様に、電子船荷証券記録の支配の移転についても「電子署名」は技術的要件とはしていない。

第4 電子船荷証券記録と船荷証券の転換

1 船荷証券から電子船荷証券記録への転換について

- ① 船荷証券が交付された場合には、当該船荷証券を交付した運送人又は船長は、当該船荷証券の所持人（注1）の承諾を得て、当該船荷証券（数通の船荷証券が交付された場合にあつては、その全部）と引換えに、電子船荷証券記録を発行することができる。この場合において、当該電子船荷証券記録には、一定の事項（注2）が記録されなければならない。
- ② 前項の規定により電子船荷証券記録が発行された場合における商法●条（注3）の規定の適用については、当該電子船荷証券記録を支配する者は、当該電子船荷証券記録の発行を受けた者が電子裏書の連続によりその権利を有したことを証明したものとみなす。

(注1)「当該船荷証券の所持人」の後に括弧書きを設けて一定の限定をすることが考えられるところ、括弧書きの内容については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】当該船荷証券上の権利を適法に有する者に限る。

【B案】当該船荷証券が、裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができるものである場合にあっては、裏書の連続によりその権利を証明した者に限る。

(注2)一定の事項については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】次の①から④までの事項の全部又は一部とする。

- ① 商法第758条第1項各号に掲げる事項（同項第11号に掲げる事項を除く。）に関して当該船荷証券の記載と同一の内容
- ② 当該船荷証券に代えて発行されたものであること
- ③ 当該船荷証券に代えて当該電子船荷証券記録の発行を受けた者の氏名又は名称
- ④ 当該船荷証券が記名式であって裏書を禁止する旨の記載がある場合においては電子裏書を禁止すること

【B案】単に「当該船荷証券の記載と同一の内容」とする。

(注3)後記第6の2(10)に係る規定を想定している。

2 電子船荷証券記録から船荷証券への転換について

電子船荷証券記録から紙の船荷証券への転換の場面の規律については、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

- ① 電子船荷証券記録が発行された場合には、当該電子船荷証券記録を発行した運送人又は船長は、当該電子船荷証券記録を支配する者（注1）の承諾を得て、当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに、船荷証券の一通又は数通を交付することができる。この場合において、当該船荷証券には、一定の事項（注2）が記載されなければならない。
- ② 前項の規定により船荷証券が交付された場合における民法第520条の4の規定の適用については、当該船荷証券の所持人は、当該船荷証券の交付を受けた者が裏書の連続によりその権利を有したことを証明したものとみなす。

(注1)「当該電子船荷証券記録を支配する者」の後に括弧書きを設けて一定の限定をすることが考えられるところ、括弧書きの内容については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有する者に限る。

【B案】指図式の電子船荷証券記録が発行された場合にあっては、電子裏書の連続によりその権利を証明した者に限る。

(注2)一定の事項については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】次の①から④までの事項の全部又は一部とする。

- ① 商法第758条第1項各号に掲げる事項（同項第11号に掲げる事項を除く。）に関して当該電子船荷証券記録の記録と同一の内容
- ② 当該電子船荷証券記録に代えて発行されたものであること
- ③ 当該電子船荷証券記録に代えて当該船荷証券の交付を受けた者の氏名又は名称
- ④ 当該電子船荷証券記録が商法第●条第●項（注：後記5の本文第3項の規定を想定している。）の電子船荷証券記録である場合においては裏書を禁止すること

【B案】単に「当該電子船荷証券記録の記録と同一の内容」とする。

【乙案】

- ① 電子船荷証券記録を支配する者（注1）は、当該電子船荷証券記録を発行した運送人又は船長に対し、当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに船荷証券の一通又は数通を交付することを請求することができる。この場合において、当該船荷証券には、一定の事項（注2）が記載されなければならない。
- ② 前項の規定により船荷証券が交付された場合における民法第520条の4の規定の適用については、当該船荷証券の所持人は、裏書の連続により当該船荷証券の交付を受けた者がその権利を有したことを証明したものとみなす。

（注1）甲案の注1と同じ。

（注2）甲案の注2と同じ。

（補足説明）

1 転換に関する規定の要否について

MLETR 及びイギリス提出法案（Law Commission 草案においても同じ。）においては、それぞれ以下のような転換に関する規定が設けられている。

MLETR 第17条 移転可能な証書又は文書の電子的移転可能記録への置き換え

1. 媒体の変更のために信頼できる手法が用いられていれば、移転可能な証書又は文書を電子的移転可能記録によって置き換えることができる。
2. 媒体の変更が効力を生ずるためには、媒体の変更を示す文言が電子的移転可能記録の中に挿入されなければならない。
3. 第1項及び第2項に従って電子的移転可能記録が発行されたとき、その移転可能な証書又は文書は効力を失い、かつ、いかなる効果又は有効性も有さなくなる。
4. 第1項及び第2項に従った媒体の変更は当事者の権利及び義務に影響を与えない。

MLETR 第18条 電子的移転可能記録の移転可能な証書又は文書への置き換え

1. 媒体の変更のために信頼できる手法が用いられていれば、電子的移転可能記録を移転可能な証書又は文書によって置き換えることができる。
2. 媒体の変更が効力を生ずるためには、媒体の変更を示す文言が移転可能な証書又は文

書の中に挿入されなければならない。

3. 第1項及び第2項に従って移転可能な証書又は文書が発行されたとき、その電子的移転可能記録は効力を失い、かつ、いかなる効果又は有効性も有さなくなる。
4. 第1項及び第2項に従った媒体の変更は当事者の権利及び義務に影響を与えない。

イギリス提出法案第4条 転換

- (1) 以下に掲げる場合に限り、紙の取引文書は電子取引文書に転換でき、かつ、電子取引文書も紙の取引文書に転換し得る。
 - (a) 当該文書が転換された旨がその新しい方式〔電子又は紙〕の文書に記載され、かつ
 - (b) 当該文書の転換に関連する契約又は他の要件が満たされていること
- (2) 第1項の規定にしたがい文書が転換される場合、
 - (a) 古い様式による文書は効力を失い、かつ
 - (b) 当該文書に関連する全ての権利及び義務が新しい方式の文書に関連して効力を有し続ける。

このように、紙の船荷証券と電子船荷証券記録の間の転換に関する規定を設けることが1つの国際動向と考えられることに加えて、現実にも紙の船荷証券と電子船荷証券記録との間で媒体の変換を行う必要が生じる可能性はあるため、試案においても、転換に関する規律を設けることとしている。

2 船荷証券から電子船荷証券記録への転換について

(1) 転換義務の要否について

船荷証券から電子船荷証券記録への転換については、電子船荷証券記録の発行時と同様に、運送人等にその転換に応じる義務を課すか否かが問題となり得るが、電子船荷証券記録の発行時においても運送人又は船長にその発行義務は負わせないことを前提に（前記第2の1参照）、転換の場面においても同様に電子船荷証券記録への転換に応じる義務までは認めないこととしている。

(2) 転換に当たっての承諾主体となる船荷証券の所持人について

転換に当たっての承諾主体となる船荷証券の所持人については、①船荷証券上の権利を適法に有する者に限定するという考え方（本文の注1のA案）、②裏書の連続によりその権利を証明した者に限定するという考え方（本文1の注1のB案）、③船荷証券の所持人であればよく限定しないという考え方があり得るところである。

①の考え方は、船荷証券上の権利を適法に有する者のみが転換を受ける地位にあり、単に船荷証券の所持人というだけではそのような地位にはないとするのが相当であると考えられるものである。

これに対し、②の考え方及び③の考え方は、転換が媒体の変更にすぎないという点に着目し、船荷証券の所持人であれば、転換を受ける地位を有するのが相当であるというものである。その中でも②の考え方は、第2項におい

て、「前項の規定により電子船荷証券記録が発行された場合における商法●条の規定の適用については、当該電子船荷証券記録を支配する者は、当該電子船荷証券記録の発行を受けた者が電子裏書の連続によりその権利を有したことを証明したものとみなす」とされ、転換後には転換前の船荷証券の裏書の連続が問題とされなくなることから、裏書の連続によりその権利を証明した者でなければ転換を受けることができないとするものである（ただし、転換前の船荷証券が、裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができるものである場合に限る。）。

③の考え方は、権利推定効の特則を定める第2項との関係で問題が残るものと考えられるが、①の考え方と②の考え方は、いずれを採用することもできるように思われるため、試案では、①の考え方のA案、②の考え方のB案の2つの案を示している。

(3) 転換に当たっての承諾の方式について

船荷証券から電子船荷証券記録への転換の場面でも、電子船荷証券記録の発行時と同様に、紙の船荷証券の所持人の承諾に特定の方式を求めるか否かが問題となり得るが、電子船荷証券記録の発行時においても荷送人又は傭船者の承諾に法律上特段の方式を要求することはしないことを前提とする場合には（前記第2の1の補足説明(2)参照）、この場面での紙の船荷証券の所持人の承諾の方法についても、特定の方式を要求すべきではないと考えられる。

(4) 転換前の媒体の取扱いについて

紙の船荷証券から電子船荷証券記録への転換がされた後に、転換前の紙の船荷証券が流通することは、取引の安全を害することとなるため、紙の船荷証券から電子船荷証券記録への転換を行う場合には、紙の船荷証券（数通の船荷証券が交付された場合にあつては、その全部）と引換えとすることとしている。

なお、MLETR やイギリス提出法案（Law Commission 草案も同じ。）では、転換が行われた場合には、その効果として転換前の媒体が効力を失うことが明記されており、これと同様の規定を設けることも考えられるものの、現行の商法においても、受取船荷証券に代えて船積船荷証券を発行する場合に当該受取船荷証券が無効となる旨の明文規定はなく、当該受取船荷証券が当然に無効になるものと解されていることなどに鑑みると、あえて転換の場合に限って、転換前の媒体が効力を失うことを明文として規定しなくても、解釈上、転換前の紙の船荷証券は当然に無効になるものと考えられ、そうであれば、あえてこのことを規定する必要はなく、試案では当該事項を規定することはしていない。

(5) 転換後の電子船荷証券記録の記録事項について

ア A案について

A案は、転換後の電子船荷証券記録の記録事項を次の①から④までの事項の全部又は一部とするというものである。

- ① 商法第758条第1項各号に掲げる事項（同項第11号に掲げる事項を除く。）に関して当該船荷証券の記載と同一の内容
- ② 当該船荷証券に代えて発行されたものであること
- ③ 当該船荷証券に代えて当該電子船荷証券記録の発行を受けた者の氏名又は名称
- ④ 当該船荷証券が記名式であって裏書を禁止する旨の記載がある場合においては電子裏書を禁止すること

①については、新たに発行される電子船荷証券記録は、転換前の紙の船荷証券を実質的に引き継ぐものであることから、そのことを明確にするため、新たに発行される電子船荷証券記録には、商法第758条第1項各号に掲げる事項に関して転換前の紙の船荷証券の記載と同一の内容の記録を求めることとしている。商法第758条第1項第11号は複数通発行に係る記載事項であるため、転換後の電子船荷証券記録の記録事項からは除外している（前記第2の2参照）。「同一の内容」については、一言一句同じでなくても、実質的に同一であるということができれば足りるものと解されることを想定している。

②については、MLETR やイギリス提出法案のいずれにおいても、転換後の媒体においては転換の事実が記載・記録事項とされていることを踏まえ、これを記載・記録事項とすることが考えられる。もっとも、この点については、部会において、このような転換文言は必要性に乏しく、法定記録事項を増やすことでかえって転換の効力を否定することに繋がるのではないかとといった指摘のほか、そもそもMLETR やイギリス提出法案においては、転換のための要件として転換前の媒体の引換えが求められておらずその無効化が定められているにとどまるため、事実上、転換前の媒体と転換後の媒体が二重に流通した場合のために転換の事実を転換後の記載・記録事項としているようにも考えられ、そうであれば、本文のように旧媒体の引換えを転換の条件とするのであれば、必ずしも転換の事実を記載・記録事項としないことも考えられるのではないかと意見もみられたところである。

③については、部会において、転換の事実が転換後の媒体に記載又は記録されることとなったとしても、結局、どの時点で（誰が船荷証券又は電子船荷証券記録を所持又は支配している時点で）転換が行われたのかが客観的に明らかにならない限りは、転換後の指図式の船荷証券又は電子船荷証券記録を新たに取得しようとした者又は取得した者との関係では、民法第520条の4及び後記第6の2(10)に定める権利推定が及ぶのか否かが明らかではなく、善意取得を定める民法第520条の5及び後記第6の2(11)の規定との関係でも善意取得の要件としての裏書（電子裏書）の連続性を立証することが容易ではないのではないかと意見もみられたことを踏まえ、これを記載・記録事項とすることが考えられる。もっとも、③を記載・記録事項とすることについては、いたずらに転換の有効性を否定することになるおそれがあるし、MLETR やイギリス提出法案でも想定されておらず、国際的な調和の観点から

も相当ではないという考え方もあり得るところであり、任意に記載・記録されることが望ましいとしても、法定の記載・記録事項とまではしないということも考えられるところである。

④については、船荷証券に関して、記名式であって裏書を禁止する旨の記載があるものは、その他の記名証券（いわゆる裏書禁止型）に該当し、電子船荷証券記録に関して、それに相当する類型として、記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電子船荷証券記録という類型が想定されるところ、この裏書又は電子裏書を禁止する旨の記載・記録は、いずれも商法第758条第1項各号に掲げる事項には含まれていないものの、転換の場面では転換前と転換後の類型に変わりはないと考えることになるため、これを記載・記録事項とすることが考えられる。

イ B案について

B案は、転換後の電子船荷証券記録の記録事項を、当該船荷証券の記載と同一の内容とするものであり、B案を採用する場合には、同一の内容については、解釈に委ねることになる。少なくとも、転換前の船荷証券と転換後の電子船荷証券記録がいずれも同一の権利を表章するものであることが求められることを踏まえると、前記ア①及び④については、同一の内容として記載・記録されることが求められることになるものと解される（もちろん、一言一句同じでなくても、実質的に同一であるということができれば足りるものと解される。）。これに対し、前記ア②及び③については、転換前の船荷証券と転換後の電子船荷証券記録が同一の権利を表章するものであることを担保するのに必須の事項であるとまではいえないため、同一の内容として記載・記録されることが求められるものとは解されないと整理することが考えられる。

なお、B案による場合であっても、MLETR との整合性を考慮し、前記ア②については、記載・記録事項として別途定めることも考えられる。

(6) 権利推定の連続性に関する規定について

転換前の船荷証券が指図証券である場合における裏書については、転換後の電子船荷証券記録への記録を求めないものと整理しているところ、民法第520条の4に相当する規定（後記第6の2(10)に係る規定）との関係で、電子裏書の連続性の取扱いが不明瞭となる。

そのため、本文第2項において、権利推定の連続性についての取扱いを定める規定を別途設けることとしている。すなわち、「前項の規定により電子船荷証券記録が発行された場合における商法●条の規定の適用については、当該電子船荷証券記録を支配する者は、当該電子船荷証券記録の発行を受けた者が電子裏書の連続によりその権利を有したことを証明したものとみなす」とすることで、転換後の指図型の電子船荷証券記録を支配する者は、転換後の電子裏書の連続性のみを立証すれば、後記第6の2(10)に係る規定による保護を受けることができることとなる。

3 電子船荷証券記録から船荷証券への転換について

(1) 転換請求権の有無について

電子船荷証券記録から紙の船荷証券への転換の場面については、電子船荷証券記録を支配する者に対して、運送人に対する転換請求権を認めるかどうかについて考え方が分かれる。試案では、このような転換請求権までは認めずに、原則として、電子船荷証券記録を支配する者と運送人の双方の合意がある場合に、紙の船荷証券への転換を行うことができるとする考え方として甲案を、電子船荷証券記録を支配する者に対して運送人に対する転換請求権を認める考え方として乙案を示している。

この点、乙案を支持するものとして、国際海上物品運送の実務においては、紙の船荷証券が求められる可能性があることは否定することができず、そのような場合に電子船荷証券記録を支配する者に紙の船荷証券への転換請求権が認められないということとなれば、かえって電子船荷証券記録の利用が妨げられるおそれがあるため、電子船荷証券記録の利用を促進するのであれば、紙の船荷証券記録への転換請求権が認めるべきであるという理由付けが考えられる。部会においても、荷揚地の法律や税関の運用の変更等は必ずしも当初の電子船荷証券記録の発行時に予測することができない旨の意見や、洋上転売の実務において、商取引上の都合から最終的な転売先が変更となり、この者が電子船荷証券記録のプラットフォームに参加しておらず、その利用を拒絶する事態も十分に想定されるとの意見もみられたところである。また、以下の甲案の理由②との関係では、電子船荷証券記録の利用については、必ずしも荷送人側の積極的な意向によるものではなく、運送人側の事情等によってその利用が事実上求められる場面も想定され得るとの指摘もあり得るところである。

これに対し、甲案を支持するものとしては、①デジタルファーストの志向からすると紙の船荷証券への転換請求権は認めるべきではない、②荷送人の意向に沿って電子船荷証券記録が発行されたにもかかわらず、荷送人側の都合によって一方的に紙の船荷証券への転換請求権が認められるというのは、運送人にとって酷である場面も想定されるのではないかと、③当初の想定とは異なり、紙の船荷証券が求められるような事態となった場合において、運送人が紙の船荷証券への転換を不合理に拒むという可能性は低く、仮に、やむを得ない事情があるにもかかわらず、運送人が不合理に紙の船荷証券への転換を拒むのであれば、商慣習や信義則等により、運送人に債務不履行責任や不法行為責任が認められることもあり得るところであり、転換請求権を認めるまでの必要性に乏しいのではないかと、④ロッテルダム・ルールズとの平仄の点でも、転換請求権までは認めずにあくまで当事者の合意によって転換を認めることが相当ではないかと、⑤紙の船荷証券への転換については、システムの利用規約の中で別途規律が設けられ、規約に沿った運用が行われる可能性が高いのではないかとといった理由付けが考えられる。

なお、仮に、乙案を採用する場合には、運送人等は船荷証券を交付する義

務を負うことになるのであるから、原則として、転換に係る費用を負担しなければならないし、船荷証券を交付するまでのリスクも負担することになるものと考えられる。特に、転換の場面を想定すると、電子船荷証券記録を支配する者が運送人等の近くにいないこともあり得るところであり、そのような場合には、原則として、運送人等が電子船荷証券記録を支配する者の所在地まで船荷証券を持参しなければならないことになるものと考えられる。もちろん、これらの帰結は、運送人等が船荷証券を交付する義務を負う場合の原則的なものにすぎず、個別に修正する規定を置くことも不可能ではないように思われるが、どのような規定を置くべきかについてはなお検討を要するし、いずれにしても規定の複雑化は避けられないところである。

(2) 転換に当たっての承諾主体となる電子船荷証券記録を支配する者について

前記2(2)と同様に、①電子船荷証券記録に関する権利を適法に有する者に限定するという考え方（本文の注1のA案）、②電子裏書の連続によりその権利を証明した者に限定するという考え方（本文の注1のB案）があり得るところであり、いずれを採用することもできるように思われるところであるため、試案では、2つの案を示している。

(3) 転換に当たっての承諾の方式について

前記2(3)と同様である。

(4) 転換前の媒体の取扱いについて

電子船荷証券記録から紙の船荷証券への転換がされた後に転換前の電子船荷証券記録が使用されることは、取引の安全を害することとなるため、電子船荷証券記録から紙の船荷証券への転換をする場合には、当該電子船荷証券記録が使用されない状況を担保することが望ましい。そこで、前記2(4)のように、紙の船荷証券から電子船荷証券記録への転換を行う場合に紙の船荷証券（数通の船荷証券が交付された場合にあっては、その全部）と引換えにすることを求めることにすることを前提に、その平仄の観点から、電子船荷証券記録と引換えに転換を行うものとしている。「引換え」の意義については、電子船荷証券記録の支配の移転との引換えとすることが考えられるが、受戻証券性を定める商法第764条に相当する規定（後記第6の2(6)）と同様に、引換えの対象を電子船荷証券記録の支配の移転に限定するのではなく、電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置との引換えとすることとしている。

なお、前記2(4)のとおり、転換前の媒体が効力を失うことを明文として規定しなくても、解釈上、転換前の電子船荷証券記録は当然に無効になるものと考えられ、そうであれば、あえてこのことを規定する必要はなく、試案では当該事項を規定することはしていない。

(5) 転換後の船荷証券の記載事項について

新たに交付される紙の船荷証券の記載事項については、紙の船荷証券から電子船荷証券記録へ転換された場合の電子船荷証券記録の場合（前記2(5)）

と同様の整理をしている。なお、「商法第758条第1項各号に掲げる事項（同項第11号に掲げる事項を除く。）」に関して当該電子船荷証券記録の記録と同一の内容」としているものの、この転換の場面で発行される船荷証券についても当然に商法第758条第1項の適用があるものと整理しているため、商法第758条第1項第11号（複数通発行に係る事項）についても記載の対象となる（電子船荷証券記録の記録と同一の内容を記載する必要はない。）。

(6) 権利推定の連続性に関する規定について

紙の船荷証券から電子船荷証券記録へ転換された場合の権利推定の連続性に関する取扱い（前記2(6)）と同様の趣旨で、電子船荷証券記録から紙の船荷証券へ転換された場合についても、権利推定の連続性についての取扱いを定める規定を別途設けることとしている。

第5 電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式

- ① 指図式の電子船荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電子船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書（電子船荷証券記録を支配する者が当該電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する場合において、法務省令で定める方法により（注）、当該電子船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名又は名称及び移転を受ける者の氏名又は名称を当該電子船荷証券記録に記録することをいう。以下同じ。）をすることによって、その効力を生ずる。

（注）法務省令として、以下のような内容を規定することを想定している。

- 1 商法第●条第●項に規定する法務省令で定める方法は、次の各号の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - 一 電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること
 - 二 商法第●条第●項に定める事項の記録をする者が電子署名をするものであること
- 2 前項第2号に規定する「電子署名」とは、電子船荷証券記録に記録された情報について行われる措置であって、次の各号の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
 - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること

- ② 前項の電子船荷証券記録に該当しない電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電子船荷証券記録の支配の移転をすることによって、その効力を生ずる。

- ③ 記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電子船荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもつてのみ、

することができる。

- ④ 電子裏書は、単純であることを要し、電子裏書に付した条件は、これを記録していないものとみなす。
- ⑤ 第一項の規定にかかわらず、電子裏書は、電子船荷証券記録の支配の移転を受ける者の氏名又は名称を記録しないで、又は単に当該電子船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名若しくは名称を記録することのみをもってすることができる（以下「白地式電子裏書」という。）。
- ⑥ 白地式電子裏書がされたときは、電子船荷証券記録を支配する者は、次に各号に掲げる行為をすることができる。
 - 一 自己の氏名若しくは名称又は他人の氏名若しくは名称をもって白地を補充すること
 - 二 白地式電子裏書により、又は他人の氏名若しくは名称を表示して更に電子裏書をする事
 - 三 白地を補充せず、かつ、電子裏書をせずに電子船荷証券記録の支配を移転することにより電子船荷証券記録上の権利を譲渡し、又はこれを目的とする質権を設定すること
- ⑦ 電子船荷証券記録の支配の移転を受ける者の氏名又は名称を記録せずにその支配をする者に運送品を引き渡す旨が付記された電子裏書は、白地式電子裏書と同一の効力を有する。

(補足説明)

1 電子船荷証券記録の類型についての考え方

(1) 紙の船荷証券における実情

かつて、民法においては、「有価証券」に関する規定はなく、「証券的債権」に関する規定が置かれ、商法において「有価証券」に関する規定の一部が設けられていたが、この証券的債権と有価証券との関係については諸説あり、必ずしも適用関係が明確ではなかった。そこで、平成29年に、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）が制定され、有価証券に関する一体的な規定が民法の中に整備されるに至っている。

現行の民法においては、有価証券の類型として、「指図証券」、「記名式持参人払証券」、「その他の記名証券」、「無記名証券」という分類がされている。このうち、「指図証券」及び「無記名証券」については、民法の中に定義は設けられていないものの、一般的に、「指図証券」とは、証券上指名された者又はその者が証券上の記載によって指名した者（当該指名された者が更に指名した者を含む。）を権利者とする有価証券を、「無記名証券」とは、証券上に特定の権利者を指名する記載がされておらず、その所持人が権利者としての資格を持つ有価証券を意味すると解されている。

これに対して、商法においては、従前は、有価証券の喪失やその権利譲渡

に関する規定が一部置かれていたものの（旧商法第518条、第519条等）、上記の民法改正に伴い、これらの規定はなくなっている。もともと、現行の商法においても、船荷証券については、「船荷証券は、記名式であるときであっても、裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。ただし、船荷証券に裏書を禁止する旨を記載したときは、この限りでない。」という、民法の有価証券に係る規定の特則が置かれており（商法第762条）、いわば、法律上当然の指図証券性が付与されている。

現行法下においては、紙の船荷証券については、民法の有価証券に関する規定の内容とは若干の変容があるものの、講学上、指図証券型、記名式所持人払証券型、その他の記名証券型（裏書禁止型）、無記名証券型の4類型があるものと考えられる。

しかしながら、我が国の企業等が関わる国際海上物品運送の実務上、船荷証券に関して、これらの4類型の全てが利用されているわけではないようであり、特に、記名式所持人払証券型及び無記名証券型については、利用されることがほとんどないとの指摘もあるところである。

(2) 部会での議論の状況

部会では当初、電子船荷証券記録の類型をどのように考えるかについて、①民法上の有価証券に係る4類型をできる限りそのまま維持する形で類型に関する規律を設ける考え方、②船荷証券について記名式所持人払証券型と無記名証券型については実務上ほとんど利用されていないという指摘を踏まえて、記名式所持人払証券型と無記名証券型に相当する類型を規律せずに、指図証券型に相当するものと裏書禁止型に相当するものの2類型のみを規律するという考え方、③紙の船荷証券の類型にとらわれず、電子船荷証券記録については、指図証券型に相当するものを明示的に規律することをせずに、「支配の移転による譲渡禁止型」とそれ以外の2類型のみとする考え方の3つの案について議論が行われた。

しかしながら、②案に関しては、イギリスを含む諸外国においても少なくとも観念上は、いわゆる“bearer B/L”という類型が想定されているところ、この“bearer B/L”は、日本法上の有価証券の分類に当てはめると、無記名証券に該当するという考え方もあり得るように考えられることに加えて、仮にそうでないとしても、理論上、記名式所持人払証券型と無記名証券型を観念することができるのであれば、電子船荷証券記録の法制化に伴って当該類型のみを積極的に否定する理由は乏しい旨の消極的な意見が大勢であった。

また、③案については、電子船荷証券記録の方式に関する規律を単純化することにより、より多くのシステムを許容できる面があるとの好意的な評価もあったものの、MLETRにおいては紙の船荷証券について指図証券型が存在する場合には電子船荷証券記録においても同様の類型が維持されることを想定しているようにも考えられるのではないかとの意見や、「裏書」という概念を用いないとすると、多くの場面において、電子船荷証券記録に関して紙の船荷証券についての解釈論を引き継ぐことが難しくなるのではないかとの消極

的な評価が多くみられたところである。

これに対して、①案に対しては、MLETR においては、電子船荷証券記録の類型についての規律はないものの、紙の船荷証券に裏書という概念がある以上、電子船荷証券記録にも裏書相当行為が観念されることを想定しているように見受けられることや、電子的移転可能記録についての実体を変更せずに移転可能な証書又は文書との機能的同等性を実現するという MLTER の基本的な発想に鑑みると、①案が MLETR と最も親和的であるように思われる旨の意見が多くみられたところである。なお、①案に対しては、特定の電子船荷証券記録に関して、いずれの類型に当てはまるかが不明確な場合も想定されるのではないかとの意見や、電子裏書等の要件を付加することで、仮に類型の当てはめにおいては指図証券型に相当する電子船荷証券記録（指図式の電子船荷証券記録）に該当することとなりつつも、システムが電子裏書の要件を満たすことができないような場合には、事実上、電子船荷証券記録に関する権利を譲渡することができないこととなってしまうのではないかとの意見もみられたところではあるが、これらの点についても、電子裏書の定義や白地式電子裏書の規律等を通じて電子裏書の要件を比較的緩く定めることや、指図式の電子船荷証券記録に該当するか否かの判断を柔軟に行うことで、現実的には問題にならない可能性が高いと考えられたところである。

そこで本文においては、①案を前提とした規律案を示すこととしている。

(3) 各類型の定義等について

ア まず、民法第 520 条の 2 以下に定める「指図証券」に該当する船荷証券に相当する電子船荷証券記録については、本文第 1 項において、「指図式の電子船荷証券記録」と表記することとしている。民法及び商法においては、「指図式」という用例はないものの、我が国の法令上、このような性質を意味する用語として「指図式」という用例が用いられていることが少なくないため（手形法第 11 条第 1 項、小切手法第 14 条第 1 項等）、このような規定としている。

なお、部会においては、当初、商法第 762 条の規定の趣旨を電子船荷証券記録にも及ぼすために、「指図式の電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされていないものを含む。）」と規律することが検討されていたものの、このような定め方とすると、いわゆる記名式所持人払型の船荷証券に相当する電子船荷証券記録についても、指図式の電子船荷証券記録に含まれるものと解される余地がある上、商法第 762 条は、裏書禁止文言のない記名式の船荷証券については、裏書によって譲渡等を行うことができることを定めるのみで、そのような船荷証券があらゆる場面で民法第 520 条の 2 以下の「指図証券」となることまでをも明示的に定めているわけではない。そのため、試案においては、別途、商法第 762 条に相当する規律を設けることとした上で（後記第 6 の 2(4)参照）、本規定との関係では、端的に「指図式の電子船荷証券記録」と定義することとしている。

イ 次に、裏書禁止型の船荷証券に相当する電子船荷証券記録については、

商法第762条の規定を参考に、本文第3項において「記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電子船荷証券記録」と定義することとしている。

「電子裏書を禁止する旨の記録」とは、実質的に電子裏書を禁止する趣旨の記録であれば足りると考えられ、紙の船荷証券と同様に「裏書禁止」又は「Non-negotiable」といった記載もこれに含まれることを想定している。

ウ 記名式所持人払証券型及び無記名証券型については、実務上、普及していないにもかかわらず、法文上それらを規定することに対する事実上の抵抗感が述べられたことに加えて、この両類型については、譲渡等の方式や効果等の面で法律上の差異がないと考えられるため、試案においても、記名式所持人払証券型及び無記名証券型を分けて規律することはせずに、本文第2項において、「前項の電子船荷証券記録に該当しない電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）」とまとめて規定することとしている。

2 譲渡等の対象である「電子船荷証券記録上の権利」について

- (1) 前記第2の3の補足説明(1)のとおり、我が国の法体系は、電磁的記録を「物」、「有価証券」、「船荷証券」そのものとすることは想定していないように考えられるため、電子船荷証券記録そのものは、「物」、「有価証券」、「船荷証券」そのものではないという考えを前提としており、電子船荷証券記録という電磁的記録それ自体が財産権を構成するともいい難いように考えられる。
- (2) そこで、試案においては、「電子船荷証券記録」そのものではなく、「電子船荷証券記録上の権利」を譲渡及び質権設定の対象として規律することとしている。

この「電子船荷証券記録上の権利」は、電子船荷証券記録に表章されている権利、すなわち運送品の引渡しに係る債権等を想定したものである。紙の船荷証券においては、有価証券である船荷証券という有体物自体の所有権が観念されるため、「船荷証券」そのものの譲渡というものが観念できるころではあるが、有因証券かつ非設権証券であると一般的に考えられている船荷証券において、船荷証券が表章している権利の移転とは別に船荷証券そのものを個別に譲渡等の対象として捉える必要性はないようにも考えられる。また、船荷証券とは異なり、無因証券かつ設権証券であると考えられている手形についても、「裏書は、(略)手形上の権利を譲渡する原則形態である」、「裏書は、手形上の権利の簡易な譲渡方法である」、「裏書により手形上の一切の権利(略)が手形とともに裏書人から被裏書人に移転し」といったように(森本滋編『手形法小切手法講義』(成文堂、2008年)67頁、72頁、田邊光政著『最新手形法小切手法』(中央経済社、2006年106頁等))有体物である手形のみならず「手形上の権利」そのものが直接の譲渡の対象として考えられているように思われる。

そうであれば、電子船荷証券記録に関しても、電子船荷証券記録という電

磁的記録が直接の譲渡の対象として観念されないとしても、そこに表章されている権利そのものを直接の譲渡の対象として観念することは自然であるとも考えられる。

この論点に関して、部会では、電子船荷証券記録そのものを譲渡等の対象とすることができないとしても、船荷証券という紙面そのものと船荷証券上の権利の2つの権利が観念される状態と可能な限り近い状況を作り出すためには、電子船荷証券記録に表章された権利とは別に、「電子船荷証券記録を使用、収益及び処分する権利」という紙の船荷証券に対する所有権に相当する新たな権利を想定し、その権利を直接の譲渡等の対象とするという考え方についても議論されたところである。しかしながら、上記のように、紙の船荷証券についても、船荷証券が表章している権利の移転とは別に船荷証券そのものを個別に譲渡等の対象として捉える必要性は必ずしもないように思われることに加えて、このような権利を直接の譲渡等の対象とすると、制度全体が複雑になる面も否めないところである。例えば、「電子船荷証券記録を使用、収益及び処分する権利」を直接の譲渡の対象として構成することとすると、本文第3項の電子裏書禁止型の電子船荷証券記録の譲渡等の方式として、民法第520条の19に倣って債権譲渡の方式による旨を定めることが困難となる可能性がある。このような点を踏まえてもなお「電子船荷証券記録を使用、収益及び処分する権利」を譲渡等の対象とする実益は見出し難く、そのため、試案においては、電子船荷証券記録に表章されている権利である「電子船荷証券記録上の権利」が直接の譲渡等の対象となることとしている。

なお、試案で「電子船荷証券記録上の権利」と表記している点について、我が国の法制上、「(電磁的)記録上の権利」という用例はないこともあって、部会の中では、「電子船荷証券記録に関する権利」や「電子船荷証券記録に係る権利」といった表現も検討されてきた。しかしながら、手形や船荷証券といった有価証券との関係では、権利と証券の結合関係として、比喩的に「表章」という言葉が使用され、かつ、法文上は表章されるその権利を「証券上の権利」と表記することが一般的であるように思われるため(民法第520条の4等)、船荷証券という有価証券との機能的同等性を持つ電子船荷証券記録においても、同様の整理がされていることを示す趣旨も含めて、「電子船荷証券記録上の権利」という用語を用いることとしている。

3 譲渡等の方式について

(1) 指図式の電子船荷証券記録について(本文第1項、第4項から第7項)

ア 一般的な要件

指図証券型の船荷証券に相当する指図式の電子船荷証券記録については、指図証券における「交付」に相当する「支配の移転」に加えて、「裏書」に相当する「電子裏書」をその権利の譲渡等に係る効力発生要件として規律することとしている(本文第1項)。

イ 電子裏書について

「電子裏書」の要件に関して、民法、商法及び手形法を含む我が国の法制上、「裏書」の方式等を定める規定は存在するものの、「裏書」の定義そのものを直接定める規定は存在しないが、一般的には、裏書（記名式裏書）は、裏書人（権利を譲渡しようとする者）が自己の氏名又は名称を署名又は記名押印するとともに、裏書文句と併せて譲渡先である被裏書人を証券上で指定する行為をいうと考えられている。

そこで、指図式の電子船荷証券記録においては、この裏書に相当する行為として「電子裏書」という概念を創設し、「電子船荷証券記録を支配する者が当該電子船荷証券記録の支配を他の者に移転する場合において、法務省令で定める方法により、当該電子船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名又は名称及び移転を受ける者の氏名又は名称を当該電子船荷証券記録に記録することをいう」と定義付けている。

また、その技術的要件として、法務省令に委任する形で、「電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること」と「電子署名」を求めることを想定している。「電子署名」の要件については、電子船荷証券記録の発行時に求められるものと同様である（前記第3の補足説明3(4)参照）。

なお、ここでいう電子裏書としての「電子船荷証券記録の支配の移転をする者の氏名又は名称及び移転を受ける者の氏名又は名称を記録すること」というのは、支配の移転をする者の氏名又は名称及び移転を受ける者の氏名又は名称を、商法第758条第1項の船荷証券記載事項と同様に、明示的に表示されるものとして記録することを想定している。

ウ 白地式電子裏書について

指図証券型に当たる船荷証券の譲渡については、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じないとされているとともに（民法第520条の2）、指図証券の譲渡については、「その指図証券の性質に応じ、手形法中裏書の方式に関する規定を準用する」とされており（民法第520条の3）、手形法においては、原則的な記名式裏書のみならず、白地式、すなわち、被裏書人の氏名を示さず、又は単に裏書人の署名若しくは記名押印のみを行う形の裏書についても認められ、かつ、白地式裏書が行われた場合の規律についてもいくつかの規定が置かれている（手形法第12条第3項、第13条第2項、第14条第2項、第82条等）。実際に、指図証券型に当たる紙の船荷証券で裏書譲渡が行われる場合においても、その多くは記名式裏書ではなく白地式裏書であるとの指摘もあるところである。

そのため、指図式の電子船荷証券記録に関して「裏書」に相当する「電子裏書」を認める以上、「白地式裏書」に相当する白地式電子裏書についても認め、かつ、紙の船荷証券における白地式裏書と同様の規律を設けることが相当であると考えられる。

そこで、試案においては、本文第5項において、手形法第13条第2項第1文に相当するものとして、電子裏書は白地式で行うことができる旨の規定

を置き、第6項において、手形法第14条第2項に倣い、電子裏書が白地式で行われている場合において、電子船荷証券記録を支配する者が行える行為等についての規律を設けている。また、第7項においては、手形法第12条第3項に倣って、電子船荷証券記録の支配の移転を受ける者の氏名又は名称を記録せずにその支配をする者に運送品を引き渡す旨が付記された電子裏書は、白地式電子裏書と同一の効力を有する旨の規定を設けることとしている。

なお、特に本文第6項で定める規律については、電子船荷証券記録に関して実際に用いられるシステム上、電子船荷証券記録を支配する者に常にこれらの権限が認められるとは限られないようにも思われる。しかしながら、同項はあくまで法律上の権限としてこれらの権限を認めるものにすぎず、そのような行為を認めないシステムやその前提となる利用規約の有効性を否定するものではない（このような場面では利用規約の効力が及ぶ関係者間においては、利用規約の効力が優先するものと考えられる。）。

エ 電子裏書に関するその他の規律

前記ウのとおり、指図証券に当たる船荷証券の譲渡については、「その指図証券の性質に応じ、手形法中裏書の方式に関する規定を準用する」とされている（民法第520条の3）。

この「手形法中裏書の方式に関する規定」が具体的に手形法のどの規定を指すのかは必ずしも明らかではないものの、立法の経緯等に鑑みると、一般的に、少なくとも手形法第12条、第13条、第14条第2項の規定はここに含まれると解されている。

この点、試案においては、手形法第12条第2項に定める「一部ノ裏書ハ之ヲ無効トス」に相当する規定を設けていないが、電子船荷証券記録について一部のみを切り離しての電子裏書（すなわち電子船荷証券記録の分断）が認められないことは、電子船荷証券記録の「支配」及び「支配の移転」の定義（前記第2の3参照）や電子船荷証券記録の技術的要件（前記第3の1参照）によって達成することができているものとして、ここでは規定を設ける必要はないものと整理している（なお、これはあくまで電子船荷証券記録としての同一性を保ったままで、それが表章する権利の一部について電子裏書によって譲渡することを禁じているものにすぎず、運送品の運送中に、発行した電子船荷証券記録を一度失効させ、運送品を区分した上で複数の電子船荷証券記録を再度発行することまでも禁じるものではない。）。

また、手形法第15条第2項においては、「裏書人ハ新ナル裏書ヲ禁ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ裏書人ハ手形ノ爾後ノ被裏書人ニ対シ担保ノ責ヲ負フコトナシ」と規定されているところ、このうち「裏書人ハ新ナル裏書ヲ禁ズルコトヲ得」の部分についての規律について、指図証券型の紙の船荷証券に及ぶか、また、電子船荷証券記録にも及ぶべきかという点が問題となり得るものの、手形法第15条第2項は、全体として、裏書禁止裏書を行うことによって手形法上の担保的効力を免れることを規律していると考えることが自然であり、そうであれば、担保的効力が認められない船荷証券及

び電子船荷証券記録については、第1文の「裏書人ハ新ナル裏書ヲ禁ズルコトヲ得」の部分のみ切り出して適用を認めることも相当ではないように考えられる。

その他、本文第4項において、手形法第12条第1項を踏まえ、電子裏書について条件を定めることができないこととしている。

オ 質権設定に関する規律

指図証券型に当たる船荷証券を目的とする質権の設定については、民法第520条の3が準用される結果（民法第520条の7）、手形法第19条が適用されると考えられている。

手形法第19条（質入裏書）

- 1 裏書ニ「担保ノ為」、「質入ノ為」其ノ他質権ノ設定ヲ示ス文言アルトキハ所持人ハ為替手形ヨリ生ズル一切ノ権利ヲ行使スルコトヲ得但シ所持人ノ為シタル裏書ハ代理ノ為ノ裏書トシテノ効力ノミヲ有ス
- 2 債務者ハ裏書人ニ対スル人的関係ニ基ク抗弁ヲ以テ所持人ニ対抗スルコトヲ得ズ但シ所持人ガ其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知りテ手形ヲ取得シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

そのため、指図式の電子船荷証券記録上の権利については譲渡と質権の設定についての方式を区別し、質権の設定については、電子裏書の一般の要件に加えて、「担保のため」、「質入れのため」、その他質権の設定を示す文言の記録を付記することを求めることとするとも考えられる。

しかしながら、手形法上の質入裏書は、あくまで物としての有価証券そのものを質権の対象とすることを想定したものであるため、電子船荷証券記録を「物」、「有価証券」、「船荷証券」そのものではないと解する以上、必然的にその適用が求められるものではないように考えられる。また、実際に電子船荷証券記録に関してどのようなシステムが構築されるかは必ずしも明らかではなく、このような要件を付加することで、システム上その要件を満たすことができず、当事者の意思に反して、質権設定の効力が物権的に発生しないこととなる事態も想定され得る。加えて、電子船荷証券記録の支配に排他性が認められる限りにおいて、質権設定の場面で電子船荷証券記録上に「担保のため」、「質入れのため」といった記録が残されないことになったとしても、そのことによって生じる不都合は想定し難いようにも思われる。

そこで、指図式の電子船荷証券記録上の権利の譲渡と質権の設定については、方式の区別を設けることはせずに同様の規律とすることとしている。

(2) 記名式所持人払証券型及び無記名証券型の船荷証券に相当する電子船荷証券記録について（本文第2項）

記名式所持人払証券型及び無記名証券型の船荷証券に相当する電子船荷証券記録については、記名式所持人払証券及び無記名証券に係る民法の規律（民法第520条の13、民法第520条の20）を踏まえ、それぞれ証券の「交付」に相当する「支配の移転」のみをその権利譲渡等に係る効力発生要件として規律することとしている（第2項）。

(3) 電子裏書禁止型の電子船荷証券記録について（本文第3項）

その他の記名証券型（裏書禁止型）の船荷証券に相当する電子裏書禁止型の電子船荷証券記録については、民法第520条の19第1項に倣って、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、することができるものとしている（本文第3項）。

実務上、裏書禁止型の船荷証券について譲渡が行われることは稀であるように思われるため、実務において、裏書禁止型の船荷証券の譲渡に関してどのような法解釈及び対応がとられているのかは必ずしも明らかではないように思われるが、民法第520条の19第1項と同様の規律を定める手形法第11条第2項に関しては、その規定にかかわらず、指図禁止文句のついた手形を譲渡するためには、手形自体の交付が効力発生要件として求められ、民法第467条の通知又は承諾は対抗要件として求められると考える見解が有力に主張されている。

上記の手形法の解釈と同様に、裏書禁止型の船荷証券についてもその譲渡の効力発生要件としてその交付が必要となるか、それとも、法的な効力発生要件とまでは解されないものの、商法第764条の定める受戻証券性は、裏書禁止型の船荷証券にも適用されるため、その目的を達成するためには事実上船荷証券の交付が必要となるに留まるのかは、必ずしも明らかではないものの、試案では、当該論点についての立場を明らかにすることまではせずに、端的に民法第520条の19に倣って譲渡等の方式を定めることとし、効力発生要件として「交付」に相当する「支配の移転」が必要となるか否かは、紙の船荷証券と同様に解釈に委ねることとしている。

(4) 記名式の電子船荷証券記録の荷送人について

本文第1項から第3項までに共通する点として、記名式の電子船荷証券記録における荷送人から当初の荷受人への権利移転が「電子船荷証券記録上の権利の譲渡」として本文第1項から第3項までの規定の適用を受けるのか否かが問題となり得る。

この点、船荷証券が発行されている場合において商法第580条の処分権を有するのは「船荷証券の所持人」とされているところ（商法第768条）、この「船荷証券の所持人」については、船荷証券の正当な所持人である必要がある旨の解釈が有力であり、そのような解釈を前提として、記名式船荷証券の荷送人が船荷証券の正当な所持人に当たるのか、また、船荷証券上の権利を実質的に有する者といえるのか否かについて、争いがある。

東京地判平成22年12月21日は、この点について、記名式船荷証券の荷送人は、船荷証券上の権利を実質的に有しているとはいえず、ひいては船荷証券の正当な所持人にも当たらない旨の判断を示しているものの、実務上、このような考え方が確立しているか否かについては必ずしも明確ではない。

そこで、今回の試案においては、この点についての立場を明確にすることはせずに、引き続き解釈に委ねることを想定している。

第6 電子船荷証券記録の効力等に関する規律の内容

1 規律の在り方の方向性

電子船荷証券記録の効力等に関する規律の在り方に関しては、次のいずれかの案によるものとする

【甲案】

紙の船荷証券に適用される商法及び民法等の規定について、包括的な準用規定を設けたり、電子船荷証券記録に適用させるために個別的に書き下したりすることはせずに、次のような規定を置くという考え方。

- ① 電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する。
- ② 運送人又は船長は、電子船荷証券記録を発行したときは、船荷証券を作成及び交付したものとみなす。
- ③ 電子船荷証券記録の支配をする者は、電子船荷証券記録に対して電子裏書をしたときは、船荷証券に対して裏書をしたものとみなす。
- ④ 電子船荷証券記録の記録は船荷証券の記載と、電子船荷証券記録の支配は船荷証券の占有と、電子船荷証券記録を支配する者は船荷証券の所持人と、それぞれみなす。
- ⑤ 電子船荷証券記録の支配の移転をした者は、船荷証券の交付、引渡し又は返還をしたものとみなす。
- ⑥ 電子船荷証券記録の支配をする者は、当該電子船荷証券記録に記録された事項を提示したときは、船荷証券を提示したものとみなす。

【乙案】

紙の船荷証券に適用される商法及び民法の主要な規定についての包括的な準用規定を設けつつ、読替規定（注）を置くという考え方。ただし、この案においても、「電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する」旨の規定は別途設けることとする。

（注）読替規定については、例えば、次のようなものとなることが考えられる。

特別の定めがある場合を除き、電子船荷証券記録又は電子複合運送証券記録については、その性質に反しない限り、第三編第三章第三節の規定（第757条、第758条、第765条、第766条、第767条及び第769条の規定を除く。）及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節の規定（同法第520条の2、第520条の3、第520条の7、第520条の8（同法第520条の18及び第520条の20で準用される場合を含む。）、第520条の11（同法第520条の18及び第520条の20で準用される場合を含む。）、第520条の12（同法第520条の18及び第520条の20で準用される場合を含む。）、第520条の13、第520条の17、第520条の19の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中、「船荷証券」とあるのは「電子船荷証券記録」と、「指図証券」とあるのは「指図式の電子船荷証券記録」と、「記名式所持人払証券」又は「無記名証券」とあるのは、「第●条第2項に定める電子船荷証券記録」（注1）と、「その証券」とあるのは「その電子船荷証券記録」と、「記載」とあるのは「記録」と、「作成」とあるのは「発行」と、「裏書」とあるのは「電子裏書」と、「占有」とあるのは「支配」と、「証券上の権利」とあるのは「電子船荷証券記録

上の権利」と、「所持人」とあるのは「支配を有する者」と、「指図証券の債務者」又は「記名式所持人払証券の債務者」とあるのは「運送人」と、第760条中「善意の所持人」とあるのは「その支配を有する善意の者」と、第762条中「船荷証券は、」とあるのは「電子船荷証券記録上の権利は、当該電子船荷証券記録が」と、「裏書によって」とあるのは「当該電子船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書をすることによって」と、第763条中「を引き渡したときは、その引渡しは」とあるのは「の支配を移転したときは、その移転は」と、第764条中「これと引換えでなければ」とあるのは「当該受取電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該受取電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ」と、民法第520条の5及び同法第520条の15中「を返還する義務」とあるのは「の支配の移転をする義務」と、同条中「を取得した」とあるのは「の支配の移転を受けた」と、同法第520条の6及び第520条の16中「譲渡前の債権者」とあるのは「支配が移転する前の支配を有する者」と、「善意の譲受人」とあるのは「その支配をする善意の者」と、同法第520条の9中「所持人がその証券を提示して」とあるのは「電子船荷証券記録（記名式であつて電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者がその電子船荷証券記録に記録された事項を提示して」と、同法第520条の10中「署名及び押印」とあるのは「署名及び押印に代わるものとして法務省令で定める措置」と、同条中「債務者」とあるのは「運送人」と読み替える。

【丙案】

紙の船荷証券に適用される規定のうち電子船荷証券記録に適用すべきものについて、個別的に書き下す（注）という考え方。ただし、この案においても、「電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する」旨の規定は別途設けることとする。

（注）その内容は、後記2の内容とすることを想定している。

（補足説明）

(1) MLETR 及びイギリス提出法案（Law Commission 草案）のアプローチ

ア MLETR のアプローチ

MLETR においては、“functional equivalence”（機能的同等性）、すなわち、法が電子的ではないあるものを要求している（あるいはそれを認めている）場合には、それが果たしている機能と同等の機能を電子の世界で果たしているものには同等の法的効果を認めるという原則を基本としつつ、「移転可能な証書又は文書」（船荷証券に限られない。）に係る「書面」、「署名」、「占有」、「占有の移転」、「時間又は場所の表示」及び「裏書」等に関して、電子的移転可能記録が移転可能な証書又は文書と機能的同等性を持つための要件を定め、それらの要件を満たす場合に、電子的移転可能記録が移転可能な証書又は文書と同等の法効果を持つことを認めるというアプローチが取られている。

そのため、MLETR においては、移転可能な証書又は文書に適用される既存の法規定については、何らの言及がされておらず、個別の法規定に関して、

紙面と電磁的記録の性質上の違いを具体的にどのように反映するかという点については示されていない。

イ イギリス提出法案及び Law Commission 草案のアプローチ

イギリス提出法案及び Law Commission 草案は、MLETR の考え方を重視しつつ、MLETR とは若干異なる規律の在り方を採用している。

すなわち、イギリス提出法案及び Law Commission 草案においては、船荷証券に限られない電子取引文書に関して、まず、「人は電子取引文書を占有し、裏書き及び占有を喪失し得る」と定め（イギリス提出法案第3条第1項）、その上で、以下のとおり、一定の要件を満たした電子取引文書が紙の取引文書と同等の効果を持つことを認める旨の抽象的な規定を設けることで機能的同等性を実現しようとしている。

イギリス提出法案第3条第2項、第3項及び第4項（注）

- 2 電子取引文書は紙の取引文書と同様の効果を有する。
- 3 電子取引文書と同等の紙の取引文書に関連して行われるものと対応して、電子取引文書に関連して行われるものは、紙の取引文書に関連して生じる効果と同様の効果を有する。
- 4 電子取引文書は、動産担保に関するスコットランド議会のあらゆる法律の適用上、動産として扱われるものとする。

（注）第4項については、Law Commission 草案では定められておらず、イギリス提出法案で新たに規律された条項である。

なお、イギリス提出法案が第3条第2項に加えて同条第3項及び第4項を置いている趣旨は、必ずしも明らかではないものの、電子取引文書につき、紙の取引文書と同様の法律関係を生じさせようとする場合において、必ずしもそれらの法律関係の全てが「紙の船荷証券の効果（"effect"）とはいえない可能性もあるため、保守的にその範囲を広げるために置かれたものと推測される。

(2) 甲案について

甲案は、「電子船荷証券記録は、船荷証券と同一の効力を有する。」といったように電子船荷証券記録が紙の船荷証券と同一の効力を有する旨の抽象的な規定（以下、このような規定を「同一効力規定」という。）を設けつつ、電子船荷証券記録の利用に関わる主要な概念について、これに相当する紙の船荷証券に関する概念との関係で、例えば、「電子船荷証券記録を発行したときは、船荷証券を作成及び交付したものとみなす。」といった規定（以下、このような規定を「みなし規定」という。）を設けることで、両者の機能的同等性を実現しようとするものである。

このようなアプローチは、MLETR の考え方やイギリス提出法案及び Law Commission 草案に最も親和的なものといえ、また、電子船荷証券記録に関する規定全体が極めてシンプルなものになるという利点も認められる。部会においてもそのような意見は多くみられたところである。

しかしながら、その一方で、甲案については、電子船荷証券記録の法律関

係を解釈に委ねる部分が非常に多くなるため、その適用関係が不明確になるおそれが否定できない。部会の中でも、成文法主義を採る我が国の立法の姿勢として望ましくはないのではないかとの意見もみられたところである。

なお、同一効力規定に加えて一定のみなし規定を設けたとしても、紙の船荷証券に適用される規定のうち電子船荷証券記録にも適用すべきものの全てについて適用されることになるとは限らないといった指摘も考えられ、これを回避するために、同一効力規定やみなし規定によって当然に適用される規定以外の規定については、個別的に規定を置くことも考えられるところではある。もっとも、そのような考え方を採用する場合には、紙の船荷証券に適用される規定については、①電子船荷証券記録にも当然に適用されるものとして特に規定を設けないもの、②電子船荷証券記録に当然には適用されないものとして個別的に規定を設けるもの、③電子船荷証券記録には適用すべきではないものとして規定を設けないものに分類されることになり、①と③については、文言上明確に区別されるわけではないことから、全体としてわかりにくい規定ぶりとなる可能性が高い上に、シンプルな規定という利点も失われ、法制上の問題は大きいものと考えられる。また、コモン・ローの考え方に根ざした英米法系の国とは異なり、大陸法系、制定法主義をとる我が国においては、このような規律の在り方は馴染みにくいものと考えられる。

(3) 乙案について

乙案は、「特別の定めがある場合を除き、電子船荷証券記録については、その性質に反しない限り、(商法) 第三編第三章第三節の規定及び民法第三編第一章第七節の規定を準用する。」などと、紙の船荷証券に適用される商法及び民法の主要な規定についての包括的な準用規定を設けつつ、読替規定を置くという考え方である。

乙案は、準用の範囲を明示することで甲案への指摘（同一効力規定に加えて一定のみなし規定を設けたとしても、紙の船荷証券に適用される規定のうち電子船荷証券記録にも適用すべきものの全てについて適用されることになるとは限らないという指摘）を克服することができるものと考えられる。また、我が国の法制上、「その性質に反しない限り」といった限定を置きつつ、包括的な準用規定を置くという前例が存在していることに鑑みても（民法第266条第2項、同第273条第1項、同第361条第1項、民事訴訟法第122条第1項、同第341条第1項等）、甲案に比べると法制上の問題は大きくないものと考えられる。

ところで、「その性質に反しない限り、・・・の規定を準用する。」と規定することにより、民法の規定の適用関係等の紙の船荷証券についても解釈に委ねられている問題について、紙の船荷証券についての解釈を踏襲することができるという利点がある一方で、読替規定を置くことによって適用関係等がある程度明らかにしなければならないことになると、上記の利点は限定的なものとならざるを得ないものとも考えられる。

なお、このような包括的な準用規定を設ける場合であっても、電子船荷証

券記録が有価証券ではない以上、有価証券であることから当然に認められる法律上の効果の全てを拾い切れていない可能性があるため、甲案と同様に同一効力規定を設けておくこととしている。

部会においても、乙案については、紙の船荷証券について適用される規定を包括的に準用するものであることから、丙案に比べると MLETR の考え方に親和的であるといえるのではないかとの意見もみられたところではある。

ただし、乙案については、膨大な分量の読替規定を置くこととなり、非常に分かりにくい条文となる可能性が高いという点が難点である。

(4) 丙案について

丙案は、紙の船荷証券に適用される規定のうち電子船荷証券記録に適用すべきものについて、個別的に書き下すという考え方である。

丙案は、電子的移転可能記録又は電子取引文書全般の一般法の形式をとる MLETR やイギリス提出法案及び Law Commission 草案とは異なり、機能的同等性の考え方を前提としつつも、紙の船荷証券と電子船荷証券記録の性質上の違いを踏まえた柔軟な対応が可能になるという利点があるほか、条文上、電子船荷証券記録に適用される法律関係が一見して明らかになるという利点が存在する。また、このような立法姿勢は、制定法主義をとる我が国の法体系全般とも親和的であるとも考えられる。

他方で、丙案については、甲案や乙案に比べると、電子船荷証券記録に関する規律の全体が MLETR やイギリス提出法案及び Law Commission 草案のアプローチとは異なる外観を持つ面があることは否定できない。しかしながら、丙案も、電子船荷証券記録について紙の船荷証券との機能的同等性を認めるためのアプローチという点では MLETR と同様であり、また、“non-discrimination”（非差別）、“functional equivalence”（機能的同等性）、“technological neutrality”（技術的中立性）といった MLETR の基本原則とも整合的である。また、「支配」概念の創設、“Singularity”や“Integrity”といった技術的要件の内容、紙の船荷証券と電子船荷証券記録の間の転換の規律などを含めて、個々の規定の内容としては、MLETR と決して矛盾するものではなく、むしろ十分に親和性があるものとの評価も可能であるように思われる。外観上、MLETR やイギリス提出法案のようなシンプルな規律となっていない点も利害関係者等が正しく外国関係者に発信していくことで、MLETR の考え方と矛盾するものでないことを示していくこともできるものと思われる。

また、丙案において、紙の船荷証券に適用される規定のうち電子船荷証券記録について適用すべきものを個別的に書き下す場合であっても、電子船荷証券記録が有価証券ではない以上、有価証券であることから当然に認められる法律上の効果の全てを拾い切れていない可能性があるため、甲案と同様に同一効力規定を設けておくこととしている。部会においても、この点には異論はなく、規律の漏れを防ぐという意味合いのほか、このような同一効力規定の存在自体が MLETR の考え方に親和的であるとの意見もみられた。

(5) その他

規律の在り方の方向性として、乙案及び丙案の折衷的な考え方として、紙の船荷証券に適用される商法の規定のうち電子船荷証券記録に適用すべきものについては書き下す又は既存の商法の規定の中に組み込むこととしつつ、紙の船荷証券に適用される民法の規定については、乙案に準じる形で包括的な準用規定を設ける形で対応することもあり得るところではある。

この折衷的な考え方を採用し、商法第三編第三章第三節の規定の中に電子船荷証券記録に関する規律を盛り込みつつ、電子船荷証券記録についての固有の規定（例えば、転換の規定など）や民法第三編第一章第七節の規定の包括的な準用規定を別途設けるといえることができるのであれば、全体の規定ぶりとしては、紙の船荷証券とほぼ同様であり、その意味でMLETRと親和的であるとの評価も可能であると考えられる。また、電子船荷証券記録についても、紙の船荷証券における民法と商法の規定の適用関係（民法の規定が一般法であり、商法の規定が特別法であるという関係）を可能な限り維持することができるという利点もあるようにも考えられる。

もっとも、民法の規定を包括準用するため、乙案ほどではないものの、分量の多い読替規定を設けることは避けられないものと考えられる。

2 効力等に関する規律案

電子船荷証券記録の効力等に関する規律の内容に関して、前記1の丙案を採用する場合の規律の内容は、次のとおりとする。なお、前記1の乙案を採用して読替規定を設ける場合における読替え後の規律の内容についても、基本的には同様である。

(1) 商法第759条に相当する規定

- ① 運送人又は船長は、電子船荷証券記録を発行する場合において、商法第758条第1項第1号及び第2号に掲げる事項につき荷送人又は傭船者の書面又は電磁的方法による通知があったときは、その通知に従ってその事項を記録しなければならない。
- ② 前項の規定は、同項の通知が正確でないと思ふべき正当な理由がある場合及び当該通知が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、同様とする。
- ③ 荷送人又は傭船者は、運送人に対し、第一項の通知が正確でないことによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

(補足説明)

電子船荷証券記録についても、商法第759条に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

電子船荷証券記録が発行される場合、通常、運送人及び荷送人間の電子船荷証券記録に関する連絡も電磁的な方法（メールや電子船荷証券記録に係るシステム内のツール等）で行われることが多いように思われるため、理論的には第1項に係る通知の方法を電磁的方法に限ることも考えられるものの、

書面によって通知を行う実務が残る可能性も否定できないため、商法第759条第1項と同様に「書面又は電磁的方法による通知」としている。

(2) 商法第760条に相当する規定

運送人は、電子船荷証券記録の記録が事実と異なることをもってその支配をする善意の者に対抗することができない。

(補足説明)

電子船荷証券記録についても、商法第760条に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

(3) 商法第761条に相当する規定

電子船荷証券記録の発行がされたときは、運送品に関する処分は、電子船荷証券記録によってしなければならない。

(補足説明)

電子船荷証券記録についても、商法第761条に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

(4) 商法第762条に相当する規定

電子船荷証券記録上の権利は、当該電子船荷証券記録が記名式であるときであっても、当該電子船荷証券記録の支配の移転及び電子裏書をするによって、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。ただし、当該電子船荷証券記録に電子裏書を禁止する旨を記録したときは、この限りでない。

(補足説明)

商法第762条に相当する規律については、電子船荷証券記録の種類及び譲渡等の方式に係る規律の中でその趣旨を含めることも考えられるが、商法第762条は、裏書禁止文言のない記名式の船荷証券については、裏書によって譲渡等を行うことができることを定めるのみで、そのような船荷証券があらゆる場面で民法第520条の2以下の「指図証券」となることまでをも明示的に定めているわけではないため、紙の船荷証券と同様の規律を維持するために、別途、商法第762条に相当する規律を設けることが考えられる。

(5) 商法第763条に相当する規定

電子船荷証券記録により運送品を受け取ることができる者に電子船荷証券記録の支配を移転したときは、その移転は、運送品について行使する権利の取得に関しては、運送品の引渡しと同一の効力を有する。

(補足説明)

電子船荷証券記録についても、商法第763条に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

(6) 商法第764条に相当する規定

電子船荷証券記録の発行がされたときは、当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ、運送品の引渡しを請求することができない。

(補足説明)

電子船荷証券記録についても、商法第764条に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

商法第764条は、船荷証券のいわゆる受戻証券性を定めるものであり、運送人に対する船荷証券の引渡しに相当するものとして、運送人に対する電子船荷証券記録の支配の移転を要件とすることが考えられる。MLETR においても、履行請求時の交付（surrender）の機能的同等性を定める条文はないが、当該機能は電子的移転可能記録については支配の移転によって果たされると解されているようである（MLETR の Explanatory Note の para. 121）。

しかしながら、受戻証券性として紙の船荷証券との引換えが求められている趣旨は、もっぱら船荷証券の占有を運送人に移し、その後運送人が二重に運送品の引渡請求を受けることを防止することにあると考えられ、そうであれば、電子船荷証券記録の支配の移転に限らず、何らかの方法で電子船荷証券記録がその後に流通又は利用されないようにする措置がとられた場合にも同様に取り扱いしてもよいように考えられる。また、その選択肢を広げることで、より多くのシステムを許容することになる（運送品を引き渡す場面において、運送人に対する電子船荷証券記録の支配の移転以外の方法が用いられるシステムにも対応することができる。）と考えられる。

そこで、①当該電子船荷証券記録の支配の移転に加えて、②消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置についても含める形で規律することとしている。

なお、この点については、受取船荷証券に相当する電子船荷証券記録と引換えに船積船荷証券又はそれに相当する電子船荷証券記録の交付又は発行を請求する場合についても同様に当てはまるものと考えられる（前記第2の1参照）。

(7) 商法第765条、第766条及び第767条

電子船荷証券記録には適用しない。

（補足説明）

商法第765条、第766条及び第767条は、船荷証券が複数通発行された場合の規律である。前記第2の2の補足説明(2)のとおり、電子船荷証券記録について複数通発行を認めないこととするため、これらの規定は電子船荷証券記録には適用しないこととなる。

(8) 商法第768条に相当する規定

電子船荷証券記録が発行された場合における前編第八章第二節の規定の適用については、第580条中「荷送人」とあるのは、「電子船荷証券記録を支配する者」とし、第581条、第582条第2項及び第587条ただし書の規定は、適用しない。

（補足説明）

電子船荷証券記録についても、商法第二編第八章第二節の物品運送契約に関する規律のうち、第580条、第581条、第582条第2項及び第587条ただし書については、紙の船荷証券が発行された場合と同様に、一定の

読替え及び適用除外を定めることが相当と考えられる。

なお、前記第5の補足説明3(4)のとおり、商法第768条によって読み替えられる同法第580条の「船荷証券の所持人」に記名式船荷証券の荷送人が当たるか否かについては、実務上争いがあるところではあるが、本文の規律案では、商法第580条中「荷送人」を「船荷証券の所持人」に相当する「電子船荷証券記録を支配する者」に読み替えることで、紙の船荷証券に係る解釈がそのまま維持されることを意図しつつ、この論点についての立場を明らかにしないことにしている。

(9) 民法第520条の2、第520条の3、第520条の13、第520条の19第1項

前記第5の電子船荷証券記録の類型及び譲渡等の方式に関する規定として定める（前記第5参照）。

(10) 民法第520条の4及び第520条の14に相当する規定

- ① 指図式の電子船荷証券記録を支配する者において、電子裏書の連続によりその権利を証明するときは、その者は、当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有するものと推定する。この場合において、抹消された電子裏書は、これを記録しなかったものとみなし、白地式電子裏書に次いで他の電子裏書があるときは、当該電子裏書を行った者は、白地式電子裏書によって電磁的船荷証券の支配の移転を受けた者とみなす。
- ② 前項の規定は、最後の電子裏書が白地式電子裏書であるときも適用する。
- ③ 第1項に規定する電子船荷証券記録に該当しない電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者は、当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有するものと推定する。

(補足説明)

まず、「支配の移転」に加えて「電子裏書」をその権利譲渡に係る効力発生要件として規律している指図式の電子船荷証券記録については、指図証券に関する権利推定を定める民法第520条の4に準じて、電子裏書の連続によってその権利を証明したときに権利推定が及ぶこととし、それ以外の記名式持参人払型及び無記名型については、民法第520条の14に準じて、その支配をすることのみをもって権利推定が及ぶこととしている。

また、手形法第16条第1項第2文以下の規定を踏まえて、第1項の後段及び第2項の規定を加えている。この点、民法第520条の4においては、手形法第16条第1項第1文に相当する規定のみを置き、第2文以下に相当する規定を置いていないが、民法第520条の3で裏書の方式に関する定めとして手形法上の白地式裏書に係る規定が準用されていると考えられることからすると、手形法第16条第1項第2文以下の規定を類推適用するという考え方が有力であり、船荷証券につき白地式裏書がされることが多いことに鑑みてもその適用が認められる意義は大きいように考えられる。そのため、紙の船荷証券にも手形法第16条第1項第2文以下の規定が（類推）適用されると

いう考えを前提に、電磁的船荷証券についても同様の規律を設けることとしている。

(11) 民法第520条の5及び第520条の15に相当する規定

- ① 何らかの事由により電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）の支配を失った者（当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有する者に限る。）は、その支配をする者に対し、当該電子船荷証券記録の支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、何らかの事由により電子船荷証券記録の支配を失った者がある場合において、その支配をする者が前条の規定によりその権利を証明するときは、その支配をする者は、当該電子船荷証券記録の支配の移転をする義務を負わない。ただし、その支配をする者が悪意又は重大な過失によりその支配の移転を受けたときは、この限りでない。

（補足説明）

紙の船荷証券については、その他の記名証券型（裏書禁止型）を除き、善意取得に関する規定が用意されているところ、電子船荷証券記録を用いた取引においても、船荷証券を用いた場合と同様に取引の安全が担保されるべきであるため、同様に善意取得に関する規定を設けることが相当と考えられる。この点、民法上の有価証券の善意取得に関する規定は、船荷証券の所持人が一定の要件を満たす場合には、「その証券を返還する義務を負わない」ということを規律するのみであるが、その前提としては、船荷証券の所持者に船荷証券の返還義務、言い換えると、船荷証券の占有を失った者がその船荷証券の所持人に対して有する船荷証券の返還請求権が存在すると考えられる。この返還請求権の法的性質については、必ずしも明らかではないものの、占有を失った要因などに応じて、所有権に基づく物権的請求権（返還請求権）、占有訴権（民法第200条）、不当利得返還請求権（民法第703条、第704条）などが考えられるところである。しかしながら、電子船荷証券記録は、民法上の「物」ではないため、紙の船荷証券のように動産として物権の客体になるということとはできないし、それ自体が財産権を構成するともいい難いため、紙の船荷証券に係る返還請求権と同様の請求権が発生するとは考え難いこととなる。そこで、善意取得に関する規定を置く前提として、本文第1項のとおり、当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有しながらその支配を失った者から支配をする者への返還請求権を別途規定することとしている。

なお、「当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有する者に限る。」としているのは、違法に（正当な権限なく）電子船荷証券記録の支配をしていた者が支配を失ったときにその移転を求めることができるとするのは相当ではないと考えられるからである。

このような限定がされることにより、商法第580条の「船荷証券の所持人」の解釈との関連で、記名式の電子船荷証券記録の荷送人が支配を失った場合における、本文第1項の適用の有無が問題となり得るところではあり、

試案ではその点について解釈の余地を残すこととしているが、商法第580条の処分権と本文第1項の返還請求権とでは権利の性質も異なるため、商法第580条の「船荷証券の所持人」の解釈が当然に本規定にまで及ぶとは考えていない。

(12) 民法第520条の6及び第520条の16に相当する規定

運送人は、電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）に記録した事項及びその電子船荷証券記録の性質から当然に生ずる結果を除き、その電子船荷証券記録の支配が移転する前の支配をする者に対抗することができた事由をもってその支配をする善意の者に対抗することができない。

（補足説明）

電子船荷証券記録についても、その他の記名証券型（裏書禁止型）に相当する類型を除いては、債務者の抗弁の制限を定める民法第520条の6及び第520条の16に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

なお、「その支配をする善意の者」は、民法第520条の6及び第520条の16の「善意の譲受人」に相当する者として定めており、「善意」の対象やその判定のタイミングについて、民法第520条の6及び第520条の16の解釈と異なる規律を定めることは意図していない。

なお、部会においては、民法第520条の6及び第520条の16と商法第760条は重なり合う部分があり、商法第760条は民法第520条の6及び第520条の16の特則にあたるものと考えられるのではないかとの指摘もあった。確かに、両規定は、有価証券の取引の安全を保護するために善意者を保護するための制度という点では共通するものの、運送人の帰責性に関わらない人的抗弁の切断を定める民法第520条の6及び第520条の16と不実記載をした運送人の主張制限を定める商法第760条の規定は、両立し得るものと考えられる（例えば、船荷証券の記載事項としては真実であるものの、運送人と船荷証券の所持人の間で債権的に所持人の権利行使を制限する旨の合意がある場合には、商法第760条は適用されず、民法520条の6又は民法520条の16が適用されることになるものと考えられる。）。そのため、本文においては、商法第760条に相当する前記(2)の規定とは別に、民法第520条の6、第520条の16に相当する本規定を置くこととしている。

(13) 民法第520条の7及び第520条の17

別途規定は設けない。

（補足説明）

試案では、電子船荷証券記録そのものは固有の「財産権」には当たらないことを前提としているため、電子船荷証券記録そのものを質権の目的とすることはできないものとしている。

(14) 民法第520条の8

電子船荷証券記録には適用しない。

(補足説明)

民法第520条の8は、弁済の場所に関する規定であり、そもそも紙の船荷証券にも適用がされないと考えられるため、電子船荷証券記録にも適用されないことを想定している。

(15) 民法第520条の9に相当する規定

運送人は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者がその電子船荷証券記録に記録された事項を表示したものを提示してその履行を請求した時から遅滞の責任を負う。

(補足説明)

ア 総論

電子船荷証券記録についても、民法第520条の9に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

この点について、部会においては、受戻証券性を定める商法第764条の規定により、船荷証券と引換えでなければ、運送人が遅滞の責任を負うことではないため、紙の船荷証券においても民法第520条の9が適用されることはなく、これに相当する規律を設ける必要はないのではないかと指摘がされたところである。しかしながら、民法第520条の9は、遅滞の責任を負わせるには証券の提示が必要であるという有価証券の性質の一つを定めるものであり、受戻証券性を定める商法第764条と全く同じ趣旨の規定であるとはいえ、船荷証券及び電子船荷証券記録についても、上記のような性質があることを確認しておく意義はあるものと考えられる。また、運送人は、商法第764条の規定により同時履行の抗弁権が認められ、船荷証券の引渡し又はその提供がなければ遅滞の責任は負わないものと解されるが、ここでいう船荷証券の引渡し又はその提供と民法第520条の9の提示とは、本来的には異なる法律上の概念であって、一方が認められれば必ず他方も認められるとまではいい難いものと考えられる。そうすると、紙の船荷証券においても理論上民法第520条の9の規定が適用される余地がないとまではいい難く（注）、電子船荷証券記録についても、民法第520条の9に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

（注）なお、紙の船荷証券について民法第520条の9が適用される場合において、同条の提示はあるが、船荷証券の引渡し又はその提供がないものと認められるときは、同時履行の抗弁権が存在することにより、運送人は、履行遅滞に基づく損害賠償責任を負わないものと考えられる。

イ その他の記名証券型（裏書禁止型）に相当する電子船荷証券記録の取扱い

民法の有価証券に関する規定上、指図証券の提示と履行遅滞を定める民法第520条の9は、記名式持参人払証券及び無記名証券には明文上準用されているのに対して（民法第520条の13及び第520条の20）、その他

の記名証券には明文上は準用されていない（民法第520条の19第2項参照）。そのため、電子船荷証券記録に関して民法第520条の9に相当する規定を設けるに当たっても、その対象から電子裏書禁止型の電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電子船荷証券記録）を除外することとしている。もっとも、その他の記名証券に該当するものであったとしても、提示証券性（受戻証券性）を有するものについては、民法第520条の9を類推適用すべきであるという考え方もあるところであり、そのような考え方が採用される場合には、本文の規定の文言にかかわらず、電子裏書禁止型の電子船荷証券記録についても当該規定が類推適用されるという余地もあり得るものと考えられる。

ウ 「提示」の内容

部会においては、実際の船荷証券の実務では、荷受人が運送人に対して運送品の引渡しを請求する場合には、船荷証券の単なる「提示」ではなく、あらかじめ船荷証券（複数通発行されている場合には、その一部）を運送人又はその代理人に差し入れておくことが通常であり、そのような実務を踏まえると、履行遅滞の発生要件としては、「提示」ではなく、「引換え」とすべきなのではないかとの意見もみられた。

しかしながら、商法第764条の「引換え」と民法第520条の9の「提示」とは、本来的には異なる法律上の概念であり、電子船荷証券記録の規定についても、異なる概念を用いることが相当であると考えられる。また、同時履行の抗弁権を有する者が履行遅滞責任を負うためには、相手方において自己の債務を履行することまでは不要であり、履行の提供で足りること（民法第533条）を踏まえても、電子船荷証券記録の引換え（電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置）まで必要とすることは相当ではないものと考えられる。

そのため、試案においては、民法第520条の9に倣って、「提示」という概念を用いることとしている（注）。

（注）部会においては、当初、「提示」の具体的な方法について法務省令に委任することとし、法務省令において、会社法施行規則第226条を参考に「電子船荷証券記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法」とすることも検討されていたものの、このような形で具体的な提示の方法を規律することとなると、電子船荷証券記録のシステムの設計によっては、機能的には「提示」に相当する行為が行われた場合であっても、本規定の「提示」には当たらないとされる可能性が出てくることになるため、「提示」の方法の具体的な内容までは定めずに、解釈に委ねることとしている。

(16) 民法第520条の10に相当する規定

運送人は、電子船荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者及びその電子署名の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、運送人に悪意又は重大な

過失があるときは、その弁済は、無効とする。

(補足説明)

電子船荷証券記録についても、民法第520条の10に相当する規律を設けることが相当と考える。

民法第520条の10の「その証券の所持人並びにその書名及び押印の真偽」という部分は「(電子船荷証券記録を) 支配する者及びその電子署名の真偽」に読み替えている。

なお、電子署名の真偽などは、実際にその判断を正確に行おうとする場合には、電子船荷証券記録に係るシステムを提供しているシステムプロバイダーの協力が不可欠である場面も多く想定されるものの、本規定上の「権利」は、あくまで運送人から電子船荷証券記録を支配する者に対する権利であって、システムプロバイダーに対する権利を想定したものではない。運送人とシステムプロバイダーとの間の権利関係は、基本的には両者間の契約(利用規約を含む。)や一般法理で解決されることを想定している。

(17) 民法第520条の11及び第520条の12

電子船荷証券記録には適用しない。

(補足説明)

紙の船荷証券においては、それを喪失した場合には、非訟事件手続法が定める公示催告手続によってそれを無効化することが認められている(民法第520条の11、第520条の18、第520条の19第2項、第520条の20)。

電子船荷証券記録は、それ自体が民法上の「有価証券」には該当しないことになるため、特段の規定を設けない限りは、喪失時の公示催告手続の適用を受けないことになる。そのため、電子船荷証券記録についても喪失の手続を別途設ける必要があるかどうかの問題となる。

しかしながら、紙の船荷証券とは異なり、電子船荷証券記録を紛失して他の者がその支配を有するに至るといった事態は通常考え難い上に、何らかの理由によってシステムにアクセスすることができなくなったような場合には、そのシステムを提供する者との間で解決が図られることが想定される。

また、システムに問題が生じてデータが全て消失するといったことも理論上は考えられるが、そのような場合にも、そのシステムを提供する者を含む関係当事者間で解決が図られることが想定され、例えば、システムの利用規約に何らかの定めがされたり、いわゆる保証渡しのような工夫をすることによって対応したりすることが想定される。

以上からすると、電子船荷証券記録についての喪失の手続に関する規定を置く必要はないものと考えられる。

(18) 国際海上物品運送法第7条の改正

国際海上物品運送法第7条の規律を次のように改めるものとする(下線部は改正箇所を意味する。)

① 荷受人又は船荷証券所持人若しくは電子船荷証券記録を支配する者は、

運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面又は電磁的方法による通知を発しななければならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を発すれば足りる。

- ② 前項の通知がなかつたときは、運送品は、滅失及び損傷がなく引き渡されたものと推定する。
- ③ 前二項の規定は、運送品の状態が引渡しの際当事者の立会いによつて確認された場合には、適用しない。
- ④ 運送品につき滅失又は損傷が生じている疑いがあるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人若しくは電子船荷証券記録を支配する者とは、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならない。

(補足説明)

まず、船荷証券所持人が主体となっている部分については、これと並列する形で電子船荷証券記録を支配する者を加えることが相当であると考えられる。

また、第1項において、現行法上、荷受人又は船荷証券所持人は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面による通知を発しななければならないとされているところ、電子船荷証券記録が発行されている場合には、運送人と電子船荷証券記録を支配する者との間の電子船荷証券記録に関する連絡は、当該電子船荷証券記録に係るシステム上で行われることとなる可能性が高いように思われる。

そのため、電子船荷証券記録が発行される場合の上記の通知の方法としては、「書面」だけではなく、「電磁的方法」についても認めることが相当と考えられる（なお、「電磁的方法」については別途定義を設けない限り、商法第572条第2項及び商法施行規則第13条の定義に従うこととなる。）。また、この機会に、紙の船荷証券が発行される場合の当該通知の方法としても、「書面」だけではなく、「電磁的方法」についても認めることが考えられ、本文ではそのように規律している（注）。

(注) 国際海上物品運送法は、我が国が批准している船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約の改定議定書（いわゆるハーグ・ヴィスビー・ルール）を前提としているため、上記の点（特に通知方法に電磁的方法を付加すること）について、ハーグ・ヴィスビー・ルールとの抵触が問題とならないかは引き続き検討を行う。

(19) その他

上記(1)から(18)までのほか、商法、民法及び国際海上物品運送法において、明示的に「船荷証券」を規律する規定としては、商法第563条（介入権）、同第741条（荷受人の運送賃支払義務等）、同第756条（個品運送契約に関する規定の準用等）、同第770条（海上運送状）、同第809条（共同海損となる損害又は費用）、国際海上物品運送法第9条（責任の限度）、同第11条（特約禁止）、同第12条（特約禁止の特則）、同第14条、同第15条（商法の適用）、同第16条（運送人等の不法行為責任）等の規定が存在する

ところであるが、これらについては、基本的には、①「船荷証券」と並記する形で「電子船荷証券記録」を追加する、②「船荷証券所持人」と並記する形で「電子船荷証券記録を支配する者」を追加する、③それらに伴い、船荷証券に係る「記載」、「交付」といった用語に、電子船荷証券記録においてそれらに相当する「記録」、「発行」、「支配の移転」といった用語を追加する、④船荷証券に関する既存の商法の規定を準用する規定について、準用の対象にそれらに相当する電子船荷証券記録の条項を追加するといった所要の整備を行う（注）。

（注）このほかに、「有価証券」を直接の規律の対象とするものや「船荷証券」や「有価証券」に関する商法又は民法の規定を準用する法規定で、電子船荷証券記録との関係での実質的な規律内容を検討すべきものがあるかについては引き続き検討を行う。

第7 電子船荷証券記録の支配を有する者に対する強制執行に関する規律の内容

電子船荷証券記録の支配を有する者に対する強制執行に関する規律の内容については、次のいずれかの案によるものとする

【甲案】

- ① 運送人及び電子船荷証券記録を支配する者は、運送品の引渡しに係る債権に関する強制執行、滞納処分その他の処分の制限がされた場合において、その旨を知ったときは、遅滞なく、その旨を電子船荷証券記録（これに付随する電磁的記録を含む。）に記録しなければならない。ただし、運送人及び電子船荷証券記録を支配する者がその記録をすることができないときは、この限りでない。
- ② 〔【甲-(1)案】運送品の引渡しに係る債権に関する強制執行、滞納処分その他の処分の制限がされたとき／【甲-(2)】前項の記録がされたとき〕は、電子船荷証券記録は、その効力を失う。

【乙-1案】（注1）

- ① 電子船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行又は民事保全に関する民事執行法第143条第1項（民事保全法第50条第1項で準用される場合を含む。）の規定の適用については、動産執行の目的となる有価証券が発行されているものとみなすことにより、運送品の引渡しに係る債権は、強制執行等の対象にはならないものとする。
- ② 電子船荷証券記録を支配する者の債権者は、電子船荷証券記録を支配する者の運送人に対する船荷証券への転換請求権を代位行使することができるものとし、その場合には、当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引き換えにすることは要しないものとする。

（注1）前記第4の2において乙案を採用する場合においてのみ採用し得る。

【乙-2案】

- ① 電子船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行又は民事保全に関する民事執行法第143条第1項（民事保全法第50条第1項で準用される場合を含む。）の規定の適用については、動産

執行の目的となる有価証券が発行されているものとみなすことにより、運送品の引渡しに係る債権は、強制執行等の対象にはならないものとする。

- ②' 電子船荷証券記録を使用、収益又は処分する権利に対する強制執行がされた場合には、債権者は、当該電子船荷証券記録を支配する債務者に対し、その支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。
- ③' 電子船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権に対する滞納処分に関する国税徴収法第65条前段の規定の適用については、電子船荷証券記録を証書とみなすことにより、徴収職員は、運送品の引渡しに係る債権に対する滞納処分がされた場合において、必要があるときは、電子船荷証券記録を取り上げることができるものとする。

【丙案】

- ① 運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた場合には、債権者は、当該電子船荷証券記録を支配する債務者に対し、その支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。
- ② 電子船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権に対する滞納処分に関する国税徴収法第65条前段の規定の適用については、電子船荷証券記録を証書とみなすことにより、徴収職員は、運送品の引渡しに係る債権に対する滞納処分がされた場合において、必要があるときは、電子船荷証券記録を取り上げることができるものとする。

【丁案】

電子船荷証券記録の支配を有する者に対する強制執行に関して、特段の規律は新設しない。

(補足説明)

1 前提となる整理について

(1) 紙の船荷証券が交付されている場合の強制執行について

ア 裏書禁止のない船荷証券が交付されている場合について

裏書禁止のない船荷証券は、民事執行法第122条第1項の「裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券」に該当するため、当該船荷証券そのものが動産として強制執行の対象となる。その場合には、運送品の引渡しに係る債権については、民事執行法第143条の「動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権」に該当することとなるため、債権執行の対象とはならないものと考えられる。

船荷証券が動産として強制執行の対象となる場合には、執行官が船荷証券を占有することにより行うこととされ（民事執行法第123条第1項）、その換価は売却（競り売り・入札・特別売却）によることとなる（民事執行法第134条）。執行官は、船荷証券を売却したときは、買受人のために、債務者に代わって裏書などの行為をすることができる（民事執行法第138条）。

イ 裏書禁止のある船荷証券に関する強制執行について

裏書禁止のある船荷証券は、民事執行法第122条第1項の「裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券」に該当しないこととなるため、当該船荷証券そのものが動産として強制執行の対象とはならないものと考えられる。その場合には、運送品の引渡しに係る債権については、民事執行法第143条の「動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権」には該当しないこととなるため、債権執行の対象となるものと考えられる。

運送品の引渡しに係る債権が債権執行の対象となる場合には、これを差し押さえる（民事執行法第143条）ことにより、執行手続が開始される。差押命令により、債務者に対しては債権の取立てその他の処分が禁止され、第三債務者に対しては債務者への弁済が禁止されることとなる（民事執行法第145条第1項）。最終的には、執行官に動産を引き渡すべきことを請求することや（民事執行法第163条第1項）、要件を満たす場合には当該債権の譲渡命令により換価することとなる。

なお、船荷証券は、差押えに係る債権についての証書に当たるものと考えられることから、差押債権者に対してこれを引き渡すこととなる（民事執行法第148条第1項）。この場合においては、差押債権者は、動産の引渡しの強制執行の方法により船荷証券の引渡しを受けることができる。その結果、船荷証券が持つ受戻証券性（商法第764条）は執行手続上の障害にはならないこととなる。

(2) 電子船荷証券記録に関する強制執行についての基本的な考え方について

ア 電子船荷証券記録は、民法上の「物」、「有価証券」そのものではなく、民事執行法第122条第1項の「裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券」に該当しないこととなるため、電子船荷証券記録そのものが動産として強制執行の対象とはならないものと考えられる。

また、電子船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権は、民事執行法第143条の「動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権」には該当しないこととなるため、特段の規律を設けない限り、債権執行の対象となるものと考えられる。もっとも、電子船荷証券記録は、民事執行法第148条第1項の「証書」には当たらないものと考えられるため、債務者に電子船荷証券記録の支配の移転義務はないこととなる。

その結果、運送人は、債務者への弁済を禁止されることになるため（民事執行法第145条第1項）、債務者が電子船荷証券記録を支配していてもその債務者に運送品を引き渡すことができないこととなる一方で、運送品の引渡しを請求しようとする者は、電子船荷証券記録の支配の移転と引換えでなければ運送品の引渡しを請求することができないということとなり（前記第6の2(6)の商法第764条に相当する規定による。）、特段の規律を設けない限り、運送品の引渡しに関する法律関係が不明確になるおそれがある。

イ この点、電子船荷証券記録と同様に、実質的には有価証券の電子化を図ったものと解されることもある電子債権記録については、それ自体が独自の金銭債権であることが前提とされながらも、電子債権記録機関が管理する記録

原簿で管理されているという電子記録債権の特性を踏まえて、電子債権記録機関という第三者を強制執行手続に組み込む形で民事執行法の特則が置かれている（電子記録債権法第49条、民事執行規則第150条の9以下等）。

しかしながら、電子船荷証券記録を法制化するに当たって、国の認証を受けた機関による関与を必要なものとしないうことを前提としているため（前記第3の1の補足説明1(3)参照）、電子記録債権における電子債権記録機関のようなある種の中央管理機関のような存在を前提として、強制執行手続の規律を設けることは難しいものと考えられる。

ウ なお、実際に我が国の法律に基づき、電子船荷証券記録が発行される場合には、その多くは既存の規約型の電子式船荷証券のように、特定のシステムプロバイダーが提供するシステムが用いられることが予想され、そこでは一定の管理権限を持つ主体の存在が観念されることになるとも考えられる。

しかしながら、当該主体が電子船荷証券記録に対してどこまでの介入権限を持つかどうかは個々のシステムやその利用規約に依存するところが大きく、また、近年ではブロックチェーン技術を用いた分散台帳によってデータ管理・運用が行われることも多く（実際に既存の規約型の電子式船荷証券においてもブロックチェーン技術が用いられることは珍しくないと思われる。）、その場合には、通常、システムプロバイダーが記録自体に持つ介入権限は極めて限定的であると考えられる。

これらを踏まえると、システムプロバイダーの存在を前提とした強制執行の仕組みを構築することは極めて困難であり、かつ、そのような法制は国際的な調和からも外れるものと考えられる。

エ 以上を前提に、強制執行の場面で運送品の引渡しに関する法律関係が不明確になるという点をどのように解消するのが問題となる。

2 甲案について

- (1) 甲案は、電子船荷証券記録が発行されている場合であっても、運送品の引渡しに係る債権が強制執行等の対象となることを前提に、そのような場合には、電子船荷証券記録の効力が失われるものとするなどにより、電子船荷証券記録の支配を有する者よりも強制執行手続等を優先させようとするものである。
- (2) また、甲案は、取引の安全が害されることを可能な限り防ぐために差押命令等の送達を受けるなどしてその旨を知った運送人及び当該電子船荷証券記録を支配する者に電子船荷証券記録（これに附随する電磁的記録を含む。）への記録を求めることとしている。
- (3) 電子船荷証券記録の効力が失われることと電子船荷証券記録への記録との関係については、この記録がされたか否かにかかわらず、運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行等がされた場合には電子船荷証券記録の効力が失われるとする甲-(1)案のほか、この記録がされた場合に限って電子船荷証券記録の効力が失われるものとする甲-(2)案が考えられる。甲-(2)案については、電子船荷証券記録上において強制執行等の事実が客観的に明らかとなっ

た場合に限って、電子船荷証券記録を無効化することになるため、電子船荷証券記録の効力の有無が客観的に明らかになるという利点はあるものの、他方で、そのような記録がされない限りは、電子船荷証券記録が無効化されず、受戻証券性の問題が残ることになるため、強制執行の場面で運送品の引渡しに関する法律関係が不明確になるという点をどのように解消するのかという点では甲-(1)案に劣ることとなる。

なお、いずれの案による場合であっても、電子船荷証券記録のシステムによっては、強制執行等があった旨を電子船荷証券記録（これに附随する電磁的記録を含む。）に記録できないことも考えられるため、運送人及び電子船荷証券記録を支配する者がその記録をすることができないときには、当該記録義務が発生しないことを明確化している。

- (4) また、甲案は、民事保全法に基づく仮差押えがされた場合であっても電子船荷証券記録の効力が失われるというものであるが、民事保全法に基づく仮差押えがされただけでは、原則として執行官が船荷証券を保管するにとどまり（民事保全法第49条）、仮差押債権者が運送人に対して船荷証券と引換えに運送品の引渡しを受けることができるわけではないし、本執行に移行するとも限らないのであるから、民事保全法に基づく仮差押えがされた段階では電子船荷証券記録の効力が失われるものとする必要はないとも考えられるところではある。もっとも、このような考え方による場合には、仮差押えによって債務者への弁済が禁止されることになる一方で、仮差押債権者等が運送品の引渡しを求めることができるわけでもないため、運送品の引渡しに関する法律関係が不明確となる部分が残ることになることに加えて（注）、電子船荷証券記録については、紙の船荷証券とは異なり、比較的容易に再発行をすることができると考えられるため、民事保全法に基づく仮差押えがされた場合を含めて無効化することとしても、問題は大きくないとも考えられるところである。

（注）紙の船荷証券が仮に差し押さえられた場合であっても、執行官が紙の船荷証券を占有するにとどまるため、運送品の引渡しに関する法律関係が不明確となる部分が残るため、この点については殊更問題とする必要はないとも考えられる。

3 乙案について

- (1) 乙案は、電子船荷証券記録が発行されている場合には、電子船荷証券記録そのものは動産執行の対象とはならないことを前提としつつ、運送品の引渡しに係る債権についても強制執行等の対象とはならないとするものである。すなわち、前記1(2)のとおり、電子船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権は、民事執行法第143条の「動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権」には該当しないことから、何の手当もしない場合には運送品の引渡しに係る債権を差し押さえることは可能であると考えられるため、乙案においては、まず、電子船荷証券記録が発行された場合における運送品の引渡しに係る債権は、強制執行又は民事保全の執行

の対象とはならないものとしている（本文第1項）。これにより、運送品の引渡しに関する法律関係が不明確になるという問題は解消されることになるが、その一方で、電子船荷証券記録の支配を有する者の債権者の利益をどのように確保するかが問題となる。

- (2) この点について、乙-1案は、電子船荷証券記録を支配する者に電子船荷証券記録から紙の船荷証券への転換請求権が認められることを前提に、電子船荷証券記録の支配を有する者の債権者が自己の債権を保全するためにこれを代位行使する手段を確保し、紙の船荷証券が発行された状態を作出させた上で、前記1(1)のように強制執行手続を進めることを想定している。

乙-1案は、前記第4の2の乙案を採用することが前提となるが、そこでは、電子船荷証券記録の支配を有する者が電子船荷証券記録から紙の船荷証券への転換請求権を行使するためには、当該電子船荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子船荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに行うことが求められているところ、電子船荷証券記録の支配を有する者の債権者がこれらの措置を行うことはできないため、民法第423条第1項の債権者代位権を行使する場合には、これらの措置が不要であること（第三債務者である運送人において、当該措置の履行に係る同時履行の抗弁権を行使できないこと）こととしている（本文第2項）。この点については、転換前の電子船荷証券記録と引換えに転換を行うものとするにより、転換前の電子船荷証券記録が使用されることを防ぎ、取引の安全を確保するという趣旨が没却される可能性があるという点が難点である。

なお、乙-1案については、部会において、代位行使の要件を具備しているか否かを裁判所の関与がない中で運送人が自己の責任で判断しなければならず、運送人に難しい判断を強いる可能性があるのではないかとの意見もみられたところである（注）。

（注） もっとも、代位行使の要件の問題については、運送品の引渡しに係る債権を代位行使しようとする場合にも生じ得る問題であり、転換請求権を代位行使する場合に固有の問題ではない。電子船荷証券記録の支配を有する者の債権者が強制執行等の手続に及ぶといった事態はそもそも多くはないものと考えられるが、仮に、債権者が実効性のある手段を用いるのであれば、転換請求権を被保全権利として仮の地位を定める仮処分を申し立てることなどが考えられる。

- (3) 乙-2案は、乙-1案の転換請求権の代位行使ではなく、「電子船荷証券記録を使用、収益又は処分する権利に対する強制執行がされた場合には、債権者は、当該電子船荷証券記録を支配する債務者に対し、その支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。」（本文第2項）、「電子船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権に対する滞納処分に関する国税徴収法第65条前段の規定の適用については、電子船荷証券記録を証書とみなすことにより、徴収職員は、運送品の引渡しに係る債権に対する滞納処分がされた場合において、必要があるときは、電子船荷証券記録を取り上げることができるものとする。」（本文第3項）との規律を置く

というものである。これは、強制執行がされた場合における債権証書の引渡しに関する民事執行法第148条第1項の規定と同様の規律を設けるとともに、滞納処分がされた場合における債権証書の取上げに関する国税徴収法第65条前段の規定が適用されるようにするものである。

乙-2案は、電子船荷証券記録を使用、収益又は処分する権利の存在を認め、それがその他の財産として強制執行の対象となることを前提としている。試案においては、電子船荷証券記録を使用、収益又は処分する権利を譲渡等の対象とすることとはしていないが（前記第5の2(2)）、このような権利の存在自体を必ずしも否定する必要はないものと考えられる。乙-2案は、このような権利を観念し、その他の財産として強制執行の対象となり得ることを認めようとするものであるが、そのことの是非については慎重に検討する必要があるものと思われる。

ところで、本文第2項及び第3項の規律によっても、債務者が電子船荷証券記録の支配の移転に協力しなければ実効性に乏しく、電子船荷証券記録の支配を有する者の債権者の利益を確保することができていないとも考えられる。しかしながら、紙の船荷証券の場合であっても、債権者等があらかじめ紙の船荷証券の保管場所等を把握しているとは限らず、結局は、債務者の協力がなければ事実上奏効しないものとも考えられる。そうであれば、紙の船荷証券の場合と比較しても大きな差異はなく、むしろ、紙の船荷証券の場合と同等の法律関係を形成するという観点から相応しいという評価も可能であるように思われる。

なお、電子船荷証券記録に対する民事保全法に基づく仮差押えがされた場合については、紙の船荷証券が仮に差し押さえられた場合であっても執行官が紙の船荷証券を占有するにとどまることを踏まえると、仮差押債権者に電子船荷証券記録の支配の移転の求める権利を認める必要までではないものと考えられる。

4 丙案について

- (1) 丙案は、運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行等がされることを前提に、「運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた場合には、債権者は、当該電子船荷証券記録を支配する債務者に対し、その支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。」（本文第1項）、「電子船荷証券記録が発行されている場合における運送品の引渡しに係る債権に対する滞納処分に関する国税徴収法第65条前段の規定の適用については、電子船荷証券記録を証書とみなすことにより、徴収職員は、運送品の引渡しに係る債権に対する滞納処分がされた場合において、必要があるときは、電子船荷証券記録を取り上げることができるものとする。」（本文第2項）との規律を置くというものである。これは、強制執行がされた場合における債権証書の引渡しに関する民事執行法第148条第1項の規定と同様の規律を設けるとともに、滞納処分がされた場合における債権証書の取上げに関する国税徴収法第65

条前段の規定が適用されるようにするものである。

- (2) 丙案は、運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行等がされることを前提にしつつも、電子船荷証券記録の効力を失わせるということまではせずに、その支配の移転を求める権利を認めることによって、できるだけ運送品の引渡しに関する法律関係の不明確さを解消しようとするものである。

もっとも、債権者等に電子船荷証券記録の支配の移転を求める権利を認めたとしても、債務者が協力しなければ実効性に乏しく、結局は、運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行等がされつつも、債務者が電子船荷証券記録の支配をしたままの状態が続くこととなりかねず、そうなると、運送品の引渡しに関する法律関係の不明確さを解消することにはならないようにも思われる。

5 丁案について

丁案は、電子船荷証券記録の支配を有する者に対する強制執行について、特別な規律を設けないというものである。甲案、乙案及び丙案のいずれも一定の難点を抱えるものであるため、あえて何も規定せずに解釈に委ねようとするものである。

部会においても、そもそも船荷証券が発行されている場面で（運送品が運送中のタイミングで）船荷証券や運送品の引渡しに係る債権について差押えがされること自体が実務上ほとんどなく、電子船荷証券記録が発行される場合も同様と推測されるのではないかとの意見や、船荷証券が発行されている場面で強制執行がされた場合であっても、現実的には、執行官が船荷証券の所在を把握し、その占有を取得することは困難と考えられ、民事執行法において、船荷証券が発行されている場面の強制執行についての制度が用意されているとしても、現実的には機能し難い点では、電子船荷証券記録を発行している場合の強制執行の規律を設けないことと実質的な差異は想定し難いのではないかとの意見もみられたところである。

ただし、丁案は、運送品の引渡しに関する法律関係が不明確になるという点を全く解消することができないものであるため、その採否については慎重に検討する必要があるように思われる。

第2部 その他の商法上の規定の見直し

第1 海上運送状に関する規定の見直し

商法第770条第3項の規律を次のように改めるものとする。

第一項の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付したものとみなす。

(補足説明)

現行商法上、海上運送状の交付に代えて海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、法務省令で定めるところにより、荷送人又は傭船者の承諾を得るものとされており（商法第770条第3項）、その委任を受けた商法施行規則第12条第1項においては、「あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない」とし、かつ、「電磁的方法の種類及び内容」についてもその内容を規律している。

電子船荷証券記録を発行する場面においても、これと同様に、商法施行規則第12条第1項に本規定を追加するなどして、相手方（荷送人又は傭船者）の承諾について特定の方式を要求することも考えられるものの、前記第1部第2の1の補足説明(2)のとおり、この承諾に特定の方式を要求する必要は必ずしも高くなく、また、電子船荷証券記録が異なる国の当事者間で用いられることも多いことを踏まえると、かえって相当ではないとも考えられることから、試案では、電子船荷証券記録の発行に際して、相手方の承諾について特定の方式を要求することはないことにしている。

そうすると、次に、海上運送状の発行時の上記の承諾の方式に係る規律を維持すべきかが問題となる。この点、翻って考えると、平成30年の商法改正で導入された海上運送状についても、相手方（荷送人又は傭船者）の承諾について特定の方式を要求する必要性は必ずしも高いものではなく、また、海上運送状が電子船荷証券記録と同様に国際海上物品運送の実務で異なる国の当事者間で用いられることが多いものであり、今後も船荷証券や電子船荷証券記録と選択的に用いられることが予想されることに鑑みると、同じく電子媒体である電子船荷証券記録の発行時の承諾と殊更異なる方式を求めることはかえって規律全体を複雑化し、相当ではないと考えられる。

そこで、試案では、商法第770条第3項を改正し、海上運送状についても、その発行時の相手方（荷送人又は傭船者）の承諾について特定の方式を要求しないこととしている（注）

(注) 現行の海上運送状と同様に、電磁的方法での発行に係る相手方の承諾について特定の方式を要求することとしている商法第571条の送り状（同条第2項）に係る規律についても同様の見直しを行うか否かについては引き続き検討する。

第2 複合運送証券に関する規定の見直し

電子化された複合運送証券（「電子複合運送証券」と呼称する。）について、商法第769条に相当する規定として、次のような規律を設ける。

- ① 運送人又は船長は、船積みがあった旨を記載した複合運送証券又は受取があった旨を記載した複合運送証券の交付に代えて、荷送人の承諾を得て、船積みがあった旨を記録した電子複合運送証券記録（以下「船積電子複合運送証券記録」という。）又は受取があった旨を記録した電子複合運送証券記録（以下「受取電子複合運送証券記録」という。）を荷送人に発行することができる。
- ② 電子船荷証券記録の規定の内容に応じて、準用規定を設けるなどして所要の整備を行いつつ、電子複合運送証券記録固有の法定記録事項として、「発行地及び到達地」を加える。

（補足説明）

船荷証券に関して電子船荷証券記録の法制化を行う場合には、複合運送証券についても同様に電子化を認めることが相当である。

本文第1項は、商法第769条第1項に相当する規律である。

本文第2項は、商法第769条第2項に相当する規律であるが、具体的な規定ぶりについては、電子船荷証券記録の規定の内容に応じ、引き続き検討することを想定している。

第3 倉荷証券に関する規定の見直し

倉荷証券についても、電子船荷証券記録と同様の内容でその電子化を検討することかどうか。

（補足説明）

商法上の有価証券には、船荷証券のほか、倉荷証券（実務上、「倉庫証券」と呼称されることも多い。）がある。

倉荷証券については、国内の倉庫に保管された物について発行されるものであって、国土交通大臣の許可を受けた倉庫業者に限ってその発行が認められており（倉庫業法第13条第1項）、実務上の利用場面も先物取引等の決済場面等に限定されているなど、利用される場面等が船荷証券とは大きく異なっているものの、倉荷証券についても、電子化のニーズがあることは否定し難いように思われる。そこで、今後、倉荷証券についても、その電子化のための法整備の要否及びその内容を調査、審議していくことを想定している。

仮に、倉荷証券についても、その電子化のための法整備を行うこととする場合には、基本的には電子船荷証券記録と同様の内容とすることが考えられる。船荷証券と倉荷証券とでは利用される場面等が異なっているが、電子船荷証券記録については、MLETR等を参考に国際的な調和のとれる内容を検討していることから、その検討内容は、倉荷証券の電子化においても十分に参考になるものと考えられ

るし、倉荷証券も船荷証券も、同じく商法を根拠とするものである以上、電子化する場合の規律についても、可能な限り共通していることが望ましいものと考えられる。

以上